

令和 6 年版
第 3 次浦安市環境基本計画年次報告書

令和 7 年 3 月

目 次

1. 第3次環境基本計画について	1
(1) 計画の策定趣旨	1
(2) 望ましい環境像	2
(3) 計画の対象とする範囲	3
(4) 計画期間	3
(5) 計画の基本方針	4
(6) 施策	6
 2. 分野別取り組みの実施状況	1
 基本方針1 環境を保全・創出する人づくり、地域づくり	7
1. 環境行動	
(1) 環境を大切にする人づくり	8
(2) 連携・協力による環境行動の推進	11
 基本方針2 環境にやさしいまち	14
2-1. 脱炭素社会	
(1) 脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進	16
(2) 気候変動に適応したまちづくりの推進	20
2-2. 循環型社会	
(1) ごみの減量と再資源化の推進	23
(2) 廃棄物の適正な収集と処理	26
 基本方針3 豊かで安全な暮らし	29
3-1. 自然環境	
(1) 身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出	31
(2) みどり豊かな生活空間の創出	32
(3) 生物多様性の保全	34
3-2. 生活環境	
(1) 大気環境の確保	36
(2) 水質の確保	38
(3) 安心して暮らせる生活環境の確保	40

3. 令和5年度 数値データ一覧..... 44

◆脱炭素社会.....	44
◆循環型社会.....	48
◆自然環境.....	54
◆生活環境.....	54
●大気	54
●水質	57
●騒音・振動・その他.....	62

資料編

1 環境審議会.....	66
■浦安市環境審議会規則.....	67
2 浦安市環境基本条例	68
3 浦安市環境保全条例	72

1. 第3次環境基本計画について

(1) 計画の策定趣旨

環境基本計画は、浦安市環境基本条例が示す基本理念にのっとり、本市の環境の保全・創出に関する施策を、市民・事業者・市が協力し、総合的かつ計画的に推進することを目的に策定しています。

本市では、平成 15 年（2003 年）に浦安市環境基本条例を制定し、平成 17 年（2005 年）に環境基本計画を策定しました。平成 26 年（2014 年）には、第 2 次計画を策定し、市民・事業者・市が協力して、市内の生活環境の確保、みどりや水辺にふれ合う空間の整備、再生可能エネルギーの普及、家庭系ごみの削減など環境の保全に関する取り組みを進めてきました。

第 3 次環境基本計画は、これまでの計画の趣旨を踏まえながらも第 2 次計画策定以降における本市や国内外における環境政策を取り巻く状況の変化に対応するため、令和 3 年度から 10 年間にわたる市の環境政策の方向性を示したものです。

《第 2 次計画期間における主な環境政策を取り巻く状況》

【市】

- ・令和元年（2019 年）に、市の最上位計画である総合計画（基本構想・基本計画）を策定し、「人が輝き躍動するまち・浦安 ～すべての市民の幸せのために～」を将来都市像として新たなまちづくりの方向性が示されました。
- ・令和 2 年（2020 年）に、「ゼロカーボンシティ」を表明し、2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロをめざすこととしました。

【国】

- ・平成 30 年（2018 年）に、第五次環境基本計画が閣議決定され、地域内・地域間で資源やサービスを循環させる自立・分散型の「地域循環共生圏」を創造することや、省エネルギーやゼロエミッション電源などに関する各種数値目標などが設定されました。
- ・令和 2 年（2020 年）に、国として令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すカーボンニュートラル宣言を行い、令和 3 年 10 月には、令和 12 年（2030 年）までの温室効果ガス削減目標値を、平成 25 年（2013 年）比でこれまでの 26%減から 46%減に引き上げました。

【世界】

- ・平成 27 年（2015 年）に、国連総会において世界が直面している環境や政治、経済など喫緊の課題に取り組んでいくため「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。
- ・同年に開催された第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、令和 2 年（2020 年）以降の気候変動対策に関する新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

(2) 望ましい環境像

本市がめざすまちづくりの基本的な方針を示した総合計画や環境基本条例に示す理念を踏まえ、計画が目指す望ましい環境都市像を掲げています。

また、第2次計画で掲げていた望ましい環境像（「人と自然とが共生する 水と緑で囲まれた持続可能な快適環境都市 うらやす」）は、普遍的なものです。

これらを踏まえ、望ましい環境像の実現のためには、市が施策を実施するだけでなく、市民・事業者などの各主体における一人ひとりの環境行動が欠かせないことから、第2次計画の考え方を引継ぎながらも、市民・事業者の行動をさらに拡大、加速していくことをめざし、本計画における望ましい環境像を次のとおり掲げます。

<望ましい環境像>

みんなでつくり つなげる 環境都市うらやす

<望ましい環境像に込められた意味>

望ましい環境像の実現のためには、市が施策を実施するだけでなく、市民・事業者による一人ひとりの地道な環境行動の積上げが必要です。本計画の望ましい環境像を市民・事業者など本市の環境に関わるすべての主体、すなわち「みんな」の行動で「つくり」あげていくものであるという意味を込めています。

また、「環境都市」という表現は第1次計画から継続して掲げ、これまで市内の水辺やみどりといった自然環境や、大気や水質、騒音対策などの生活環境の維持・保全に取り組んできました。

本計画においては、安全・安心して生活や事業を営むことができる生活環境、豊かな水辺やみどり、生きものからなる自然環境、地球温暖化の進行を防ぎ、気候変動に適応する脱炭素社会、ごみの排出が少なく、ものを繰り返し使用する循環型社会といった市域における環境を保全・創出することで持続可能なまちを実現し、次世代に「つなげる」という意味や、環境に関わる行動により人と人との「つなげる」という意味を込めています。

(3) 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

なお、「地球温暖化」には、温室効果ガスの排出削減対策に加え、気候変動への適応対策の視点も盛り込むものとします。

- | | | | |
|-------|------------|--------|---------|
| ○環境行動 | ○環境教育・環境学習 | ○地球温暖化 | ○エネルギー |
| ○廃棄物 | ○資源 | ○身近な水辺 | ○身近なみどり |
| ○大気環境 | ○水質 | ○生活環境 | ○生きもの |

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間とします。

ただし、計画の進捗状況、上位計画・関連計画の見直し、社会経済情勢・市の環境の変化などの状況に応じて適宜見直しを行います。

表 1-1 本計画の計画期間

年度	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	
総合 計画	基本構想											令和21年度（2039年度）まで
	基本計画											令和21年度（2039年度）まで
	第3次 環境基本計画											令和21年度（2039年度）まで

(5) 計画の基本方針

本計画は、望ましい環境像「みんなでつくり つなげる 環境都市うらやす」の実現に向けて、環境に関する分野別施策を横断・連携して推進するための3つの基本方針を掲げます。

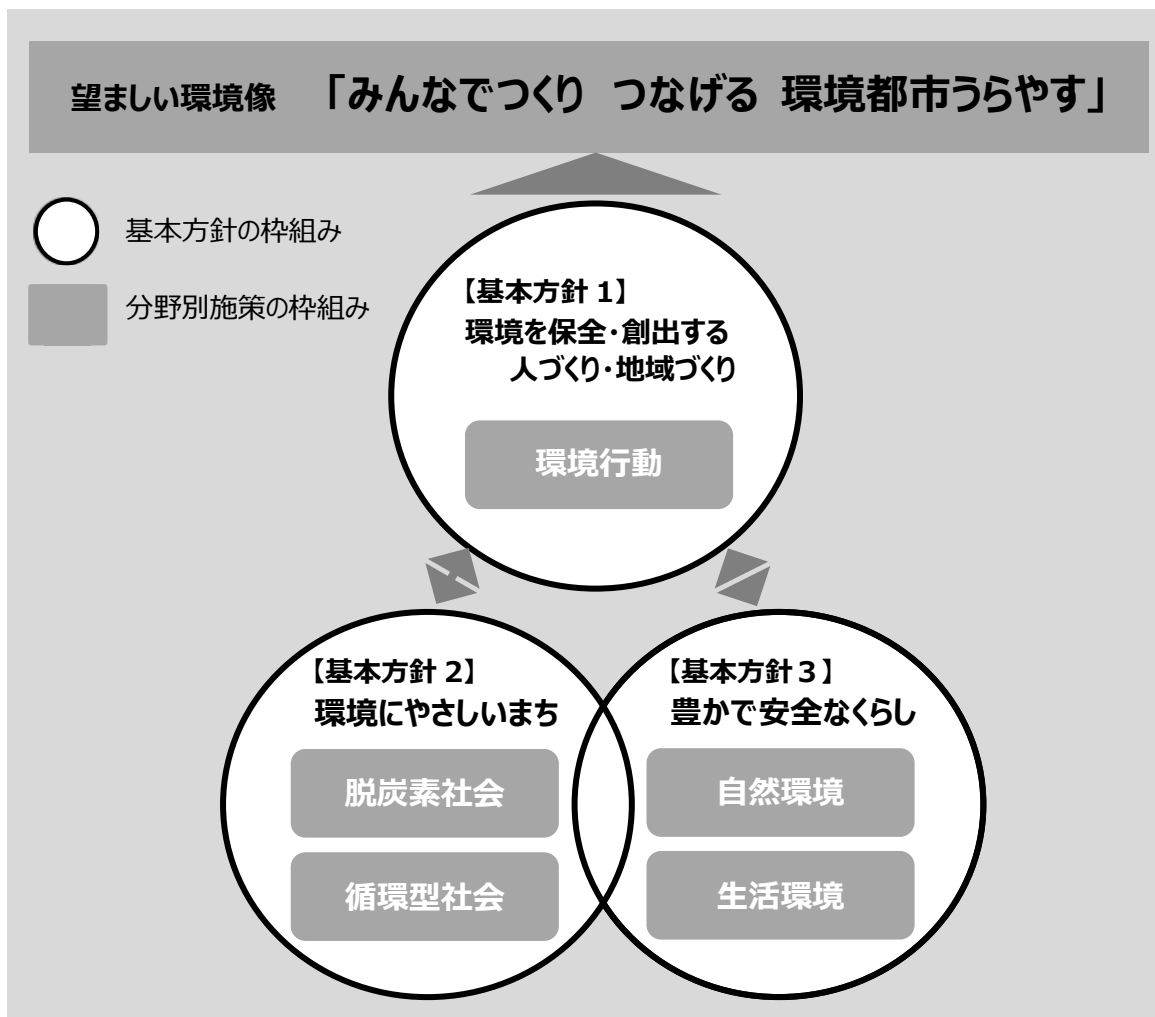
基本方針1「環境を保全・創出する人づくり・地域づくり」は、望ましい環境像の実現に向けて最も重要となる人々の「環境行動」に関する施策を推進していきます。

基本方針2および3には、環境分野のうちそれぞれ関連する分野をまとめ、基本方針2の「環境にやさしいまち」には「脱炭素社会」と「循環型社会」、基本方針3の「豊かで安全な暮らし」には「自然環境」と「生活環境」を包含し、各環境分野の施策を推進していきます。

なお、基本方針1は、基本方針2および3を推進するための手段であり、基本方針2および3の推進により基本方針1の取り組み拡大につながるという、互いに影響し合う関係となっています。

また、基本方針2および3の分野の一部は互いに関連し合っていることから、本計画では各分野の取り組みを横断的に推進していきます。

図 2-1 基本方針の全体像



望ましい環境像を実現したまちのイメージ

脱炭素社会



環境に配慮した建物

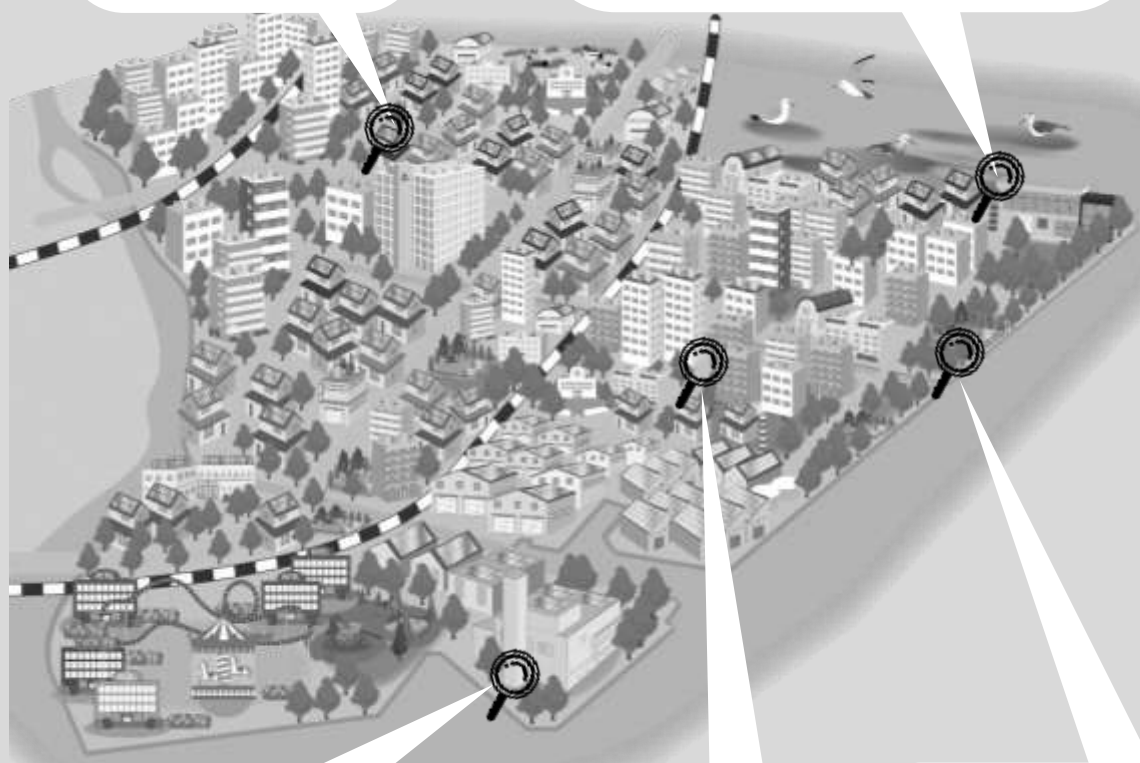
環境行動



連携・協力による
環境行動



環境学習



循環型社会



ごみの分別による
再資源化

生活環境



環境にやさしい
安全・安心なまち

自然環境



豊かな自然環境の
保全・創出

(6) 施策

基本方針にもとづいた5つの分野に、それぞれ施策の方向性を掲げ、望ましい環境像の実現に向けた施策を推進します。また、それぞれの分野にはSDGsの17の目標（ゴール）の中で、特に関連性が高いものを位置づけ、持続可能な社会の実現に貢献する施策を推進します。

望ましい環境像 みんなでつくり つなげる 環境都市うらやす	基本方針	分野	施策の方向性
	基本方針 1 環境を保全・創出する 人づくり、地域づくり	環境 行動	(1) 環境を大切にする人づくり (2) 連携・協力による環境行動の推進
	基本方針 2 環境にやさしいまち	脱炭素 社会	(1) 脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進 (2) 気候変動に適応したまちづくりの推進
		循環型 社会	(1) ごみの減量と再資源化の推進 (2) 廃棄物の適正な収集と処理
	基本方針 3 豊かで安全な暮らし	自然 環境	(1) 身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出 (2) みどり豊かな生活空間の創出 (3) 生物多様性の保全
		生活 環境	(1) 大気環境の確保 (2) 水質の確保 (3) 安心して暮らせる生活環境の確保

2. 分野別取り組みの実施状況

基本方針 1

環境を保全・創出する人づくり、地域づくり

1-1.環境行動

《第3次環境基本計画における指標と目標値》

指標	基準値 (平成 28 年度(2016 年度))	目標値	
		(令和 7 年度(2025 年度))	(令和 12 年度(2030 年度))
地域の美化活動・リサイクル活動に参加している市民の割合	21.2%	25%	33%
環境マネジメントシステムにより環境に配慮した事業活動を行っている事業者の割合	36.4%	45%	50%

《計画事業の評価》

事業・取り組み名	事業結果			事業評価
	令和 5 年度	令和 4 年度	実施状況	
三番瀬海岸親水施設活用事業 (Let's enjoy 三番瀬) (環境保全課)	【来場者数】		令和 4 年度に新たに整備した三番瀬海岸親水施設の活用を図るために実施した。干潟観察会やカニ釣り体験などを通して、市民が三番瀬に親しむ機会を創出することが出来た。	A
	延べ 4,171 人	—		
三番瀬環境観察館運営事業 (環境保全課)	【来館者数】		新規イベントや三番瀬海岸親水施設を活用した新規主催講座を実施したことにより、来館者数が増加した。	A
	15,920 人 (参考)親水施設 2,969 人	9,409 人		
環境学習推進事業 (環境保全課)	【実施回数】		市内小学校や幼稚園・こども園などに環境学習アドバイザーを 7 回派遣した。	B
	7 回	7 回		
自治体間連携による森林環境譲与税活用事業 (環境保全課)	森林整備面積 4.78ha	森林整備面積 3.55ha	山武市との連携による森林整備の実施に係る協定に基づき、山武市における森林整備に係る費用の一部を負担した。対象の森林から生産された木材によって生産された木製品を 1 歳 6 か月健診時に配付した。	B
	木製おりがみ配付数 1,141 組	—		

(1) 環境を大切に作る人づくり

本計画の環境の保全・創出に関わる行動主体は、市民・事業者・市であり、それらを構成するのは"人"です。そのため、市内での環境行動を促すのためには、取り組みを実行する"人"の環境の保全・創出に対する取り組み意識や知識の向上、すなわち"人づくり"が欠かせません。

意識調査では、地域で活動している市民の割合が減少傾向にある結果となったため、これまであまり積極的でなかった市民への参加を促し、環境に関する活動を行う市民の裾野を広げていきます。

また、環境を大切に作る人づくりを推進するため、イベントにおける啓発活動や、三番瀬環境観察館を中心に、学校教育や社会教育とも連携を図りながら、環境学習による市民・事業者の知識や取り組み意識の向上を促します。

《主な事業内容と令和5年度の実施結果》

主な事業内容			
①省エネルギーやごみの減量など、市民の環境配慮行動の普及・促進をするためのイベントを開催します。			
令和5年度の実施結果			
【再掲】環境保全PR事業（環境保全課）			
浦安市民の森活用事業 (環境保全課)	令和5年8月31日に「高崎市市有林「浦安市民水源の森」活用に関する基本協定書」を締結し、浦安市民の森の再整備を行った。		
ごみ減量推進啓発事業 (ごみゼロ課)	令和5年度		令和4年度
	・おでかけビナス（出張講座）：3回 ・ビナス推進員へ資料送付：年4回 ・広報うらやすの掲載：2か月に1回 ・市公式ホームページ掲載：10回以上 ・クルナビ発信数：10回以上		・おでかけビナス（出張講座）：1回 ・ビナス推進員の資料送付：年5回 ・広報うらやすの掲載：2か月に1回 ・市公式ホームページ掲載：10回以上 ・クルナビ発信数：10回以上
リサイクル講座事業 (ビナスプラザ)	各種リサイクル講座の他、夏休み子ども環境教室を開催し、リサイクルやリユースに関する啓発を図った。		
	講座参加人数 (延べ)	令和5年度 365人（うち有料の講座参加人数68人）	令和4年度 342人（うち有料の講座参加）
植木まつり事業 (みどり公園課)	令和5年度は4月29日（土）に市制施行40周年記念式典・パレード及び市民まつりと合同開催となった。初の試みである花植え体験、エア遊具が盛況であった。 (4月30日（日）は荒天のため中止)		
	来場者数	令和5年度 約60,000人 (市制施行40周年記念式典・市民まつりと合同)	令和4年度 —

主な事業内容		
②・三番瀬環境観察館や郷土博物館において、本市の自然環境や郷土の歴史などについて学べる機会を提供します。		
令和 5 年度の実績結果		
【再掲】三番瀬環境観察館運営事業（環境保全課）		
郷土博物館体験教室事業 （郷土博物館）	令和 4 年度と比較して、実施回数、延べ参加人数ともに増加した。 これらの事業を実施することで、自分たちが暮らすまちを取り巻く身近な自然に触れ、郷土愛を育むとともに、自然や環境について考え、学ぶ機会を提供することができた。	
	令和 5 年度	令和 4 年度
	・境川乗船体験 5 回（58 人） ・野鳥観察会 2 回（13 人） ・干潟観察会 2 回（32 人） ・街路樹観察会 2 回（14 人）	・境川乗船体験 2 回（22 人） ・野鳥観察会 1 回（6 人） ・干潟観察会 1 回（10 人） ・街路樹観察会 2 回（10 人）

主な事業内容		
③・未就学児・児童・生徒を対象に、出前講座やアドバイザーの派遣、体験学習を通して環境について学べる機会を提供します。 ・成人を対象に、環境問題から身近に取り組める環境行動について学べる機会を提供します。 ・事業者を対象に、環境保全に関する取り組みや環境に配慮した事業活動に向けた啓発を行います。		
令和 5 年度の実績結果		
【再掲】環境学習推進事業（環境保全課）		
市民大学校運営事業 （市民大学校）	令和 5 年度から 1 年間を通して講座を開講できるようになり、令和 5 年 11 月 26 日から全 10 回「環境のために私たちにできること-暮らしと環境とのつながりを捉え直す-」を開催した。	
	受講者数	令和 5 年度 8 名 令和 4 年度 ※特別講演会参加者数 ・会場 28 名 ・オンライン 31 名 計 59 名
まちづくり出前講座 （生涯学習課）	環境をテーマにした講座は、3 講座（ゼロカーボンシティとは？、おでかけビーナス、浦安市の下水道）登録されていた。 令和 5 年度の実施回数は「おでかけビーナス」の 3 回の講師派遣を行い、同講座名で、令和 4 年度比較で増となった。	
	環境分野の講座の実施回数	令和 5 年度 3 回（42 回） ※（）内は全体の実施回数 令和 4 年度 1 回（42 回）
公民館主催事業 （環境学習） （公民館）	【高洲公民館】「緑化講習会」や「親子 de 寄せ植え」を実施し、身近な生き物や草花に触れることで、環境意識を高めることができた。 【堀江公民館】「親子でソーラークッカー工作」を実施し、自作のソーラークッカーで料理をすることで、地球温暖化や自然エネルギーへの理解を深めることができた。 【富岡公民館】夏休み工作教室「はたて貝にデコパージュ」を実施し、物を大切にする心を育むとともに、リサイクルなど、環境への理解を深めることができた。	
	実施回数、参加者数	令和 5 年度 【高洲公民館】 2 回、25 名 【堀江公民館】 1 回、22 名 【富岡公民館】 1 回、16 名 令和 4 年度 【高洲公民館】 2 回、549 名 【当代島公民館】1 回、12 名 【堀江公民館】 1 回、8 名 【富岡公民館】 2 回、30 名
事業者向け啓発事業 （環境保全課）	事業者の環境行動を促進・支援するため、各鉄鋼団地協同組合において脱炭素化に向けたセミナーの実施や情報提供を行った。	

主な事業内容	
④市広報紙など既存の媒体に加え、SNS の活用など、多様化する情報発信手段による環境情報や学習プログラムを提供します。	
令和 5 年度の実施結果	
環境情報の提供 (環境保全課)	生活環境に関わる情報を毎年掲載しているほか、ゼロカーボンシティの啓発のため、広報うらやす及び市ホームページに記事を掲載した。

(2) 連携・協力による環境行動の推進

本計画の行動主体である市民・事業者・市は、それぞれが独自に行動しているものではなく、普段の生活や事業活動を通して互いに密接に関わっています。各主体が連携・協力を強化していくことで、地域や地球規模で存在している環境問題に対し、より効果的な対策を実行することができます。また、市内だけでなく他の自治体や市域外の団体などともネットワークを構築し、つながりを広げていくことも重要です。

そのため、市民団体や事業者による活動への支援を行うとともに、これらの各主体とさらなる連携・協力を深める取り組みを促進し、市全体で環境行動への取り組み意識を高めていきます。

また、市職員を対象とした研修会や啓発を行うことで、市の事務事業において、環境に配慮した取り組みを推進します。

《主な事業内容と令和5年度の取組結果》

主な事業内容		
①市民団体や事業者の自主的な環境保全・創出活動を広く周知、発表する場の提供など、活動を支援します。		
令和5年度の取組結果		
川をきれいにする市民活動への支援 (環境保全課)	令和5年4月15日に、旧江戸川沿いの舞浜護岸清掃を実施。また、令和5年6月4日にLet's enjoy 三番瀬にて普及啓発、及び河川美化推進員による巡回を行った。	
市民活動促進事業 (市民参加推進課)	市民活動を行っている団体やこれから始めようとする市民に対して、交流促進、情報発信、啓発、講座、相談対応など、様々な事業を実施した。 また、前年度来館者数 6,842 人に対して、19.91%の減少となった。(※令和5年から利用状況をより正確に把握するため、カウント方法を変更)	
	来館者数	令和5年度
		令和4年度
		5,480 人
		6,842 人

主な事業内容		
②市民団体やボランティア、事業者などと連携して、市民が環境に関心を持つきっかけとなる場を提供します。		
令和5年度の取組結果		
三番瀬保全事業 (環境保全課)	三番瀬の貴重な自然を保全し及び人材の育成を図るため、浦安三番瀬クリーンアップ大作戦や浦安三番瀬ミニクリーンアップ等三番瀬を保全する市民活動への支援を行った。令和5年度は、浦安三番瀬感謝祭を市主催のLet's enjoy! 三番瀬と同日開催で行った。	
	令和5年度	令和4年度
	・参加者数 681 人 ・ごみ収集量 可燃：140kg、不燃 90kg	・参加者数 622 人 ・ごみ収集量 可燃：80kg、不燃 40kg
みどりのネットワーク事業 (みどり公園課)	オープン講座の実施・みどりのカーテン苗木の配布・体験学習等を感染対策に留意しながら実施した。	
	令和5年度	令和4年度
	・参加団体数 26 団体 ・個人 3 人、学校関係 5 校 ・保育・幼稚園 7 園 ・その他：児童センター	・参加団体数 23 団体 ・個人 3 人、学校関係 5 校 ・保育・幼稚園 7 園 ・その他：児童センター

令和 5 年度の実施結果			
公園等里親制度支援事業 (みどり公園課)	公園を身近に感じられるよう、清掃や花植えなど公園管理を行う市民団体等を支援した。		
	登録団体数	令和 5 年度 22 団体	令和 4 年度 20 団体
緑化活動支援事業 (みどり公園課)	公園、緑地等の公共花壇区域における緑化活動や広く市民を対象とした緑に関する催し等を行う市民団体等に、花苗の支給や用具の貸し出し等を行った。		
	登録団体数	令和 5 年度 26 団体	令和 4 年度 25 団体

主な事業内容			
③市全体で環境問題に取り組んでいけるよう、事業者と連携・協力できる体制整備を図ります。			
令和 5 年度の実施結果			
浦安エコカンパニー制度 (環境保全課)	事業者の環境行動を促進・支援するため、一定の要件を満たした事業活動を行っている事業者を「浦安エコカンパニー」として認定した。		
	登録事業者数	令和 5 年度 21 事業者	令和 4 年度 21 事業者
エコショップ認定制度 (ごみゼロ課)	レジ袋の削減や資源物の店頭回収など、ごみの発生抑制やリサイクルに取り組んでいる小売店を支援するため、「エコショップ」として認定し、エコショップに関して市のホームページに掲載した。また、イオン新浦安店の協力により、レジ袋の代わりとする家庭用燃やせるごみ袋のバラ売りを行っている。(本制度は新たに食品ロス削減推進協力店登録制度を創設したことにより令和 5 年度末で廃止した。)		
	認定店舗数	令和 5 年度 7 店舗	令和 4 年度 7 店舗

主な事業内容			
④広域的な環境保全行動を推進するため、他の自治体との連携を強化します。			
令和 5 年度の実施結果			
【再掲】広域連携による温室効果ガス削減施策の検討（環境保全課）			

主な事業内容			
⑤市職員の環境に関する意識の向上や環境行動の推進を図るため、各種研修会などを実施します。			
令和 5 年度の実施結果			
環境教育研修事業 (環境保全課)	庁内の課長補佐級職員を対象に、ゼロカーボンシティの推進に向けた職員研修会を行った。		
	実施回数	令和 5 年度 2 回	令和 4 年度 2 回

主な事業内容	
⑥自治会などと連携して環境保全に関する取り組みを推進します。	
令和 5 年度の実績結果	
ごみゼロ運動推進事業 (環境衛生課)	ごみの散乱防止と再資源化の普及・啓発を図るため、浦安市自治会連合会と連携し、ごみゼロ運動を推進する。 令和 5 年度は、4 年振りに民間企業にも依頼し、令和 5 年 12 月 21 日に浦安駅前、12 月 22 日に新浦安駅前で実施した。

令和 5 年度の実績結果			
地域美化活動支援 (まちピカプログラム) (環境衛生課)	学校や企業、団体が、公園や護岸、学校内の草刈など、公共の場所の環境美化活動を行うもので、市は、ごみ袋の配布やごみの回収を行った。 活動制限が解除されたことにより、R5 年度は活動数が増加した。		
	実施件数	令和 5 年度	令和 4 年度
		98 件	69 件
自治会共同清掃 (環境衛生課)	各自治会における共同清掃を支援することで、地域の環境美化を図った。		
	実施回数	令和 5 年度	令和 4 年度
		延べ 220 回	延べ 225 回
廃棄物減量等推進員 設置事業 (ごみゼロ課)	自治会から選出される廃棄物減量推進員（ビーンズ推進員）に対して、事業関連資料を通知した。 令和 5 年度は、「自治会まつり等で排出されるごみについて」や「食品ロス削減の協力に関して」などの通知を行った。		
	通知回数	令和 5 年度	令和 4 年度
		4 回	5 回
イベントごみ減量事業 (ごみゼロ課)	廃棄物減量等推進員に対し通知にて、自治会まつりのごみの減量・再資源化を呼びかけるとともに、自治会まつりごみ減量調査票・報告書の提出依頼を行った。		
	ごみ減量調査票 ・報告書	令和 5 年度	令和 4 年度
		49 件	25 件
資源回収補助事業 (ごみゼロ課)	自治会、子供会等の団体が行う資源回収事業の充実、拡大を図るため、各団体の資源回収量に応じて補助金(5 円/kg)を交付した。また、当該団体が回収した資源を収集運搬した事業者団体に対し資源回収量に応じて補助金(2 円/kg)を交付した。		
	令和 5 年度		令和 4 年度
	自治会、子供会等の団体 ・団体数 109 団体 ・回収数 2,914,670kg ・補助金交付額 14,573,350 円 事業者団体 ・団体数 1 団体 ・回収数 2,806,930kg ・補助金交付額 5,613,860 円	自治会、子供会等の団体 ・団体数 111 団体 ・回収数 3,122,535kg ・補助金交付額 15,612,675 円 事業者団体 ・団体数 1 団体 ・回収数 3,016,110kg ・補助金交付額 6,032,220 円	

基本方針 2

環境にやさしいまち

2-1.脱炭素社会

《第3次環境基本計画における指標と目標値》

指標	基準値 (平成 25 年度(2013 年度))	目標値	
		(令和 7 年度(2025 年度))	(令和 12 年度(2030 年度))
市域から排出される温室効果ガス排出量 [※] (CO ₂ 換算)	917 千 t-CO ₂	780 千 t-CO ₂ (基準年比▲15%)	643 千 t-CO ₂ (基準年比▲30%)
市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算)	38,221t-CO ₂	32,488t-CO ₂ (基準年比▲15%)	24,844t-CO ₂ (基準年比▲35%)
公共施設における再生可能エネルギー電力の導入による温室効果ガス排出削減量	— ※基準年度における電力使用による温室効果ガス排出量 13,693t-CO ₂	▲2,739 t-CO ₂ (基準年比▲20%)	▲6,847t-CO ₂ (基準年比▲50%)

※基準年度排出量の改定に伴う目標値の修正

市域から排出される温室効果ガス排出量（区域施策編）の算定は、千葉県や国のデータを按分して推計している。（按分法）参考データのうち、資源エネルギー庁による「都道府県別エネルギー消費統計」が、作成方法の一部改定により 1990 年度まで改定値に更新された。（令和 6 年 12 月 27 日）

これに伴い、本市における温室効果ガス排出量を再度算定し、以下のとおり基準値を行うとともに、目標値を修正した。

		改定前	改定・修正後
基準値 (平成 25 年度排出量)		1,006 千 t-CO ₂	917 千 t-CO ₂
目標値	令和 7 年度 (基準年度比 15%減)	855 千 t-CO ₂	780 千 t-CO ₂
	令和 12 年度 (基準年度比 30%減)	705 千 t-CO ₂	643 千 t-CO ₂

《計画事業の評価》

事業・取り組み名	事業結果			事業 評価
	令和 5 年度	令和 4 年度	実施状況	
地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)の進捗管理 (環境保全課)	【温室効果ガス排出量】		令和 5 年度は、前年度比 15.2%増となった。内訳としては、一般事務系による排出量が 0.05%増、一般廃棄物焼却による排出量が 31.3%増加となった。一般廃棄物焼却による排出量の増加により、基準年度よりも多い排出量となった。	D
	40,087t-CO ₂ 基準年度比 4.9 増	34,785t-CO ₂ 基準年度比 8.9%減		
地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)の進捗管理 (環境保全課)	【温室効果ガス排出量】		前年度比ベースで令和 3 年度は 4.4%増、令和 4 年度は 0.6%増と年々微増傾向にある結果となった。これは、コロナ禍によって経済活動が停滞していた状況が元に戻ったことが要因として考えられる。	C
	【R 4 年度※暫定】 820 千 t-CO ₂ 基準年度比 10.6%減	(R 3 年度) 815 千 t-CO ₂ 基準年度比 11.2%減		
ゼロカーボンシティ推進事業 (ゼロカーボンエネルギーの 導入推進) (環境保全課)	【導入による CO2 削減量】		令和 4 年度と同様、市庁舎及び墓地公園の電力及び市庁舎の都市ガスについて、ゼロカーボンエネルギーの調達し、CO2 排出量の削減を図った。また、令和 6 年度以降に全ての公共施設に導入を図っていく方針を策定した。	B
	1,017t-CO ₂ 基準年度比 1.7%減	1,162 t-CO ₂ 基準年度比 3.0%減		
ゼロカーボンシティ推進事業 (カーボン・オフセット) (環境保全課)	【CO2 吸収量】		山武市の森林整備の一部の費用を負担することで得られた二酸化炭素吸収量を千葉県認証により取得した。	A
	27.2t-CO ₂	38.4t-CO ₂		
公共施設の省エネルギー化 推進事業 (学校の LED 化) (教育施設課)	【LED 化の達成状況】		令和 5 年度は、高洲小学校、高洲北小学校、美浜中学校の LED 照明設置工事を実施した。	A
	小学校 13/17 校 中学校 9/9 校	小学校 11/17 校 中学校 8/9 校		
浦安市住宅用設備等脱炭 素化促進事業補助金 (環境保全課)	【補助金交付件数・額】		令和 5 年度より、新たに集合住宅用充電設備を追加した。当該設備の申請はなかったが、家庭用燃料電池システムや断熱窓については、当初の見込みよりも多い申請件数があった。前年度よりも件数、補助額ともに減少したが、申請締切日前に予算の上限に達した。	B
	81 件 6,378,000 円	96 件 7,647,000 円		

（１）脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進

国内外において温室効果ガスの大幅な削減が求められるなか、令和２年（2020 年）7 月に「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

この実現に向けて、市の事務事業における省エネルギー行動の推進や再生可能エネルギーの活用を継続・強化するとともに、市域外との広域的な連携による取り組みを推進していきます。また、市民・事業者に対しても、各種制度を活用した温室効果ガスの削減に向けた取り組みの強化を促していきます。

さらに、今後開発される新技術や次世代エネルギーの動向を注視し、より効率的な脱炭素化に向けた取り組みや手段についても検討・導入を図っていきます。

《主な事業内容と令和５年度の取組結果》

主な事業内容		
①地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく、市の事務事業における省エネルギー行動を推進します。		
令和５年度の取組結果		
【再掲】ゼロカーボンシティ推進事業（環境保全課）		
【再掲】地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗管理（環境保全課）		
環境配慮製品購入推進事業 (環境保全課、財産管理課、教育総務課)	「グリーン購入の調達者の手引き」に基づき、事務用品の購入にあたり、エコマーク商品、グリーン購入法適合商品を選定、購入した。	
	令和５年度	令和４年度
	庁用事務用品購入数 14 品 （※グリーン法適合かつエコマークの商品がある。） ・グリーン法適合 8 品 ・エコマーク商品 8 品 小・中学校のカーテン、トイレトーパー、冷凍冷蔵庫等について、環境配慮製品を購入。	庁用事務用品購入数 25 品 ・グリーン法適合 22 品 ・エコマーク商品 17 品

主な事業内容
②地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗管理により、市域における脱炭素化を促進します。
令和５年度の取組結果
【再掲】地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗管理（環境保全課）

主な事業内容
③公共施設における再生可能エネルギー電力の導入を推進します。
令和５年度の取組結果
【再掲】ゼロカーボンシティ推進事業（ゼロカーボンエネルギーの導入推進）（環境保全課）

主な事業内容	
④公共施設における、高効率・省エネルギー設備や再生可能エネルギー発電設備の導入・更新を図ります。	
令和５年度の実績結果	
【再掲】公共施設の省エネルギー化推進事業（営繕課、教育施設課、各施設担当課）	
街灯 LED 化事業 （道路管理課）	街路灯の省エネを推進するため、平成 27 年度に約 8,000 基、令和 3 年度に約 3,200 基、合計約 11,200 基の照明を LED に切替えた。

主な事業内容	
⑤他の自治体との連携による森林整備など、市内で排出される温室効果ガスと埋め合わせる（カーボン・オフセット）施策を進めます。	
令和５年度の実績結果	
【再掲】ゼロカーボンシティ推進事業（カーボン・オフセット）（環境保全課）	

主な事業内容			
⑥公用車における次世代自動車の導入を図るとともに、市民・事業者に対する普及・促進を行います。			
令和５年度の実績結果			
環境に配慮した公用車の導入推進 （財産管理課、環境保全課）	令和５年度における新たな次世代自動車の追加は無かった。		
	次世代公用車の台数	令和５年度	令和４年度
		・電気自動車:2台(充電設備2台) ・プラグインハイブリッド自動車:3台(充電設備2台) ・ハイブリッド自動車:11台	・電気自動車:2台(充電設備2台) ・プラグインハイブリッド自動車:3台(充電設備2台) ・ハイブリッド自動車:11台

主な事業内容			
⑦ごみ焼却による廃熱を、空調や給湯、発電などによって有効利用する取り組みを推進します。			
令和５年度の実績結果			
ごみ焼却施設余熱利用促進事業 （クリーンセンター）	焼却の廃熱で発生した蒸気でタービンをまわして発電された電力を、主にプラント機器の電源として使用し、タービンから排出された蒸気は、施設内の冷暖房や給湯の熱源として利用し、また斎場およびワークステーションへ空調用に蒸気の供給を行った。		
	発電量	令和５年度	令和４年度
		7,692,540kWh	9,078,449kWh

主な事業内容		
⑧住宅における省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備などの設置に対する支援や、環境に配慮した住宅の建設および改修に関する情報提供を行います。		
令和５年度の実績結果		
【再掲】 浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金（環境保全課）		

主な事業内容		
⑨市民の徒歩・自転車・公共交通機関への利用の転換を図るため、歩行環境や自転車利用環境を充実させるとともに、公共交通機関の利用を促進します。		
令和５年度の実績結果		
バス交通利用促進事業 （都市計画課）	バス利用者の利便性向上を図るため、事業者と協議を行う。 令和５年度は、事業者が実施した停留所工事及び新浦安駅バス停における整列ラインの施工に対して助成を行ったことにより、公共交通機関の利用を促進につながった。	
	令和５年度	令和４年度
	・停留所整備 停留所工事：バス停３箇所 新浦安駅整列ライン施工：乗り場３箇所	－
コミュニティバス事業 （都市計画課）	医療センター線・舞浜線・じゅんかい線のコミュニティバス３路線を運行した。 令和６年３月３０日（土）には、コミュニティバスの運行を開始して以来初となるダイヤ改正を実施した。	
	令和５年度	令和４年度
	有料利用者数 1,895,312 人 ・医療センター線 600,658 人 ・舞浜線 709,952 人 ・じゅんかい線 584,702 人 （高齢者等福祉乗車券利用者 247,425 人）	有料利用者数 1,725,241 人 ・医療センター線 486,405 人 ・舞浜線 588,775 人 ・じゅんかい線 426,488 人 （高齢者等福祉乗車券利用者 223,573 人）
市内バス路線網の強化・充実 （都市計画課）	市民生活を支える重要な交通機関である路線バスを維持するため、「浦安市バス乗務員確保支援補助金」を創設した。	
JR 京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線相互直通運転促進事業 （都市計画課）	千葉県ＪＲ線複線化等促進期成同盟を通じて東日本旅客鉄道株式会社に対し、京葉線・りんかい線の相互直通運転の実施について要望した。	

主な事業内容		
⑩運転しやすい道路環境の維持や交通渋滞を抑制するため、適宜道路の維持・補修を行います。		
令和５年度の実績結果		
道路修繕事業 （道路整備課）	舗装定期点検結果に基づき、構造的・機能的な健全性の回復を目的とした修繕工事を実施した。その結果、クラックやわだちの解消、平坦性を回復することで、交通の安全を確保した。	
	工事面積	令和５年度
	28,719m ²	令和４年度 26,427m ²

主な事業内容		
⑪環境に配慮した行動を推進する事業者に対して支援を行います。		
令和 5 年度の実績		
中小企業資金融資制度事業 (商工観光課)	利子補給により融資に係る利子負担を軽減することで、市内事業者の設備導入・更新を支援し、環境負荷の低減や企業の省エネルギー行動の推進につながった。 一方、平成 30 年度から開始した社会貢献推進資金（公害防止分）の利用がない点は課題である。	
	利子補給実績 令和 5 年度 ・設備資金 126 件、3,681,060 円 ・社会貢献推進資金（公害防止分）0 件	令和 4 年度 ・設備資金 135 件、4,697,721 円 ・社会貢献推進資金（公害防止分）0 件

主な事業内容		
⑫建築物の省エネルギーまたは低炭素化を図るために設けられた各種法律に基づき、建築物の省エネルギー基準適合性判定や届出の受理、認定などを行います。		
令和 5 年度の実績		
長期優良住宅建築物等計画認定事業 (建築指導課)	住生活の向上及び環境負荷の低減を図るため、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、申請された建築物の長期優良住宅建設等計画を審査し、認定を行った。	
	認定件数 令和 5 年度 68 件	令和 4 年度 59 件
低炭素建築物新築等計画の認定等 (建築指導課)	建築物の低炭素化を図るため、「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」に基づき、申請された建築物の低炭素建築物新築等計画を審査し、認定を行った。	
	認定件数 令和 5 年度 15 件	令和 4 年度 25 件
建築物省エネ法適合判定・届出 (建築指導課)	建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」に基づき、対象となる一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の判定や届出の受付等を行った。令和 3 年度の適合判定件数 0 件、届出受理件数 37 件と比較し、適合判定件数が 2 件増加し、届出受理件数が 4 件増加した。	
	令和 5 年度 ・適合判定件数 2 件 ・届出受理件数 32 件	令和 4 年度 ・適合判定件数 2 件 ・届出受理件数 41 件

主な事業内容	
⑬水素エネルギーなど、次世代エネルギーに関する情報収集や導入に向けた検討を行います。	
令和 5 年度の実績	
水素活用に向けた情報収集 (環境保全課)	千葉県水素エネルギー関連産業振興プラットフォームを通して水素活用に関する情報収集を行った。

（２）気候変動に適応したまちづくりの推進

近年顕著となりつつある地球温暖化の進行に伴い、各地において気候変動の原因とされる災害や健康被害が発生しています。本市においても、従来では想定していなかったような異常気象や災害、健康被害により、市民生活や事業活動に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

今後ますます深刻化することが予想される気候変動に対して、情報を収集してその動向を注視していくとともに、災害や健康被害などに備えたまちづくりを推進します。

《主な事業内容と令和５年度の実施結果》

主な事業内容	
①熱中症に関する市民への情報提供や公共施設を中心とした熱中症予防対策を推進します。	
令和５年度の実施結果	
熱中症予防の啓発 （環境保全課・健康増進課）	「令和５年度熱中症予防・対策キャンペーン」として、(1)市 HP での啓発、(2)広報うらやす 7/1 号での啓発、(3)7 月～9 月で計 3 回市公式 X 及び重要なお知らせメールでの環境省メーリングサービスの案内通知、(4)7 月～9 月に庁舎 1 階及び関係各課窓口にのぼり旗及び啓発物品の設置を行った。

主な事業内容	
②地球温暖化に伴い感染リスクの増加が懸念されるデング熱など、動物媒介性の感染症予防の啓発を行います。	
令和５年度の実施結果	
動物媒介性の感染症予防の啓発 （環境保全課・健康増進課）	蚊媒介感染症やダニ媒介感染症について、市ホームページで注意喚起や予防策の啓発を行った。

主な事業内容			
③公共施設の緑化や宅地整備時や商業地開発時における緑化を推進します。			
令和 5 年度の実施結果			
公共施設等緑化推進事業 (みどり公園課)	公共施設等において、屋上緑化や壁面緑化等の特殊緑化を推進するため、一定規模以上の施設改修がある場合に特殊緑化が検討される。宅地開発事業においての特殊緑化の件数は少ないが、このことは地上緑化において必要緑地面積が満たされ、より整った土壌環境での良好な樹木の育成につながった。		
	宅地開発事業等における特殊緑地申出件数	令和 5 年度 2 件	令和 4 年度 0 件
宅地整備時や商業地開発時の緑化推進事業 (みどり公園課)	完了検査時に確認した植栽について、生垣の本数不足や樹木の越境・生育不足等があれば指摘をし、再検査や是正報告書の提出を求めた。		
	令和 5 年度 ・新規 47 件 ・完了検査 45 件	令和 4 年度 ・新規 64 件 ・完了検査 63 件	

主な事業内容		
④集中豪雨や台風などによる道路冠水対策や災害対策拠点の機能強化、地域防災力の充実などにより、災害に強いまちづくりを進めます。		
令和５年度の実績結果		
地域主体の防災対策の充実 (危機管理課)	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類感染症になったこともあり防災事業を実施する団体が増加した。 前年度と比べて、事業費補助金交付団体数が増加し、地域防災力の向上を図ることができた。	
	令和５年度	令和４年度
	・事業費補助金 56 団体 ・器材等購入補助金 56 団体	事業費補助金 42 団体 器材等購入補助金 44 団体
集中豪雨対策（水防対策） (危機管理課)	激甚化する水害に対して、市民が必要な準備と安全かつ的確な避難経路を考える等の対応が取れるよう啓発を促すためにハザードマップの配布を行った。	
	ハザードマップ 発行部数	令和４年度
	9,000 部	9,500 部
災害対策拠点・避難場所などの機能強化 (危機管理課)	避難所や待避所については広報うらやすで周知を行った。 また、備蓄品については、避難所における感染症対策のため、間仕切りやパーテーション等、過密状態の防止や環境衛生の確保のため必要となる防災備蓄品を購入した。各防災備蓄倉庫に、分散備蓄することで災害時における被災者への迅速な供給体制の強化を図った。	
	パーテーション の購入	令和４年度
	100 張	100 張
舞浜地区雨水貯留管整備事業 (道路整備課)	集中豪雨に伴う道路冠水被害の軽減を図るため、一時的に雨水を貯められる地下貯留施設を舞浜地区に設置する。 令和５年３月からシールドマシンの発進基地整備に着手し、令和６年３月にシールドマシンを設置した。	

主な事業内容	
⑤千葉県による、河川護岸の耐震補強や高潮などによる水害の防止対策、親水性豊かな水辺空間の創出を目的とした事業を促進します。	
令和 5 年度の取組結果	
雨水対策事業 （道路整備課）	雨水管理総合計画に基づき、富岡地区における雨水貯留管の整備に向けた事業計画を作成するとともに、排水機場・ポンプ場の更新計画を作成している。
主な事業内容	
⑥気候変動に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて情報の周知を行います。	
令和 5 年度の取組結果	
気候変動に関する情報収集 （環境保全課）	環境展や広報うらやす、市 HP において、気候変動によってもたらされる災害などについて、環境省等から情報収集を行い、周知した。

基本方針 2

環境にやさしいまち

2-2.循環型社会

《第3次環境基本計画における指標と目標値》

指標	基準値 (平成28年度(2016年度))	目標値	
		(令和7年度(2025年度))	(令和12年度(2030年度))
家庭系ごみの排出量原単位(資源物などの資源を除く)	485g/人・日	414g/人・日 (基準年比▲14.6%)	410g/人・日以下 (基準年比▲15.4%以下)
事業系ごみ総排出量	24,372 t	22,394 t (基準年比▲9.2%)	21,938 t 以下 (基準年比▲10%以下)
再資源化率	18.5%	22.0%以上	23.0%以上

《計画事業の評価》

事業・取り組み名	事業結果			事業評価
	令和5年度	令和4年度	実施状況	
資源物収集運搬事業（びん・缶・ペットボトル・紙類） （ごみゼロ課）	【収集量】		廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般家庭から排出される資源物のリサイクルを目的に、びん・缶・ペットボトルを収集し、クリーンセンターへ運搬した。	A
	びん 1,434t 缶 442t ペットボトル 650t 紙類 2,226t	びん 1,520t 缶 468t ペットボトル 641t 紙類 2,281t		
プラスチック製廃棄物削減の推進 （ごみゼロ課）	プラスチック資源循環法の施行を受け、プラスチックの分別収集における効果・課題、他自治体の導入状況などについて調査を行った			A
有価物回収事業 （クリーンセンター）	【資源化量】		クリーンセンター不燃・粗大処理施設内で燃やせないごみと粗大ごみの破碎・選別処理を行い、鉄類・アルミ類を回収している。 令和5年度は、不燃・粗大ごみ処理施設の火災の影響で、作業員の手選別により、雑鉄を回収した。	A
	鉄 281,850kg アルミ 0 kg	鉄 828,170kg アルミ 11,550kg		
食品ロス削減の推進 （ごみゼロ課）	【フードドライブ実施回数】		各駅前行政サービスセンターを受付場所として拡充したほか、年3回の受付期間を延長し、食品ロス削減の推進を順調に進めている。	A
	3回 回収数:1,016点 合計重量:298.05kg	3回 回収数:2,132点 合計重量:587.34kg		
ごみ処理施設延命化整備事業 （クリーンセンター）	【工事進捗率】		老朽化したクリーンセンター各施設の延命化を図るため、焼却施設は主に電気設備や発電機の更新、焼却炉等の改修・更新を順次行い、再資源化施設は主に電気設備の更新、外壁塗装や屋上防水工事を行った。	A
	48.8%	5.2%		
し尿処理事業のあり方検討 （クリーンセンター）	今後のし尿処理事業において目指す姿を踏まえた事業基本構想や事業費の試算、今後のスケジュール及び検討課題の抽出・整理等を行った。			A

（１）ごみの減量と再資源化の推進

本市がこれまで継続的に取り組んできた「ビーンズ計画」により、家庭系ごみは減少傾向がみられるなど、市内のごみの減量や再資源化は一定の成果が得られています。しかし、脱炭素化に向けた温室効果ガス排出量の削減やごみの最終処分場を市外に依存している本市にとっては、さらなるごみの減量、再資源化は欠かすことのできない取り組みです。

そのため、ごみの発生・排出抑制（リフューズ、リデュース）、資源の再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の４Ｒを市民・事業者との協力により、さらなるごみの減量・再資源化を進めます。

特に、プラスチックごみについては、焼却による温室効果ガスの排出やマイクロプラスチックによる海洋汚染につながることから、さらなる減量と再資源化について検討・実施していきます。

《主な事業内容と令和５年度の実績結果》

主な事業内容	
①紙類・びん・缶・ペットボトル・紙類などの資源ごみの分別排出を徹底し、ごみの減量・再資源化を図ります。	
令和５年度の実績結果	
【再掲】資源物収集運搬事業（びん・缶・ペットボトル・紙類）（ごみゼロ課）	
紙製容器包装の分別収集の調査・研究（ごみゼロ課）	紙類収集日に雑誌に混ぜて束ねて収集を行い、収集効率の向上を図った。

主な事業内容		
②小型家電を回収し、小型家電に含まれている希少金属のリサイクルを行います。		
令和５年度の実績結果		
小型家電リサイクル事業 （ごみゼロ課）	小型家電の拠点回収を実施し、回収した小型家電を分解後、リサイクルした。 （携帯電話 850 kg、デジタルカメラ 210 kg、コード類 1,599 kg、モーター／トランス 291 kg、マグネトロン 2 kg、基盤 1,456 kg、金属複合物 8,079 kg、銅線 55 kg、リチウムイオン電池 680 kg、ハードディスク 462 kg）	
	令和５年度	令和４年度
	・重量 13,684 kg ・売却金額 890,615 円	・重量 16,889 kg ・売却金額 488,295 円

主な事業内容	
③家庭ごみの有料化や生ごみの再資源化など、廃棄物の削減に向けた取り組みを検討します。	
令和5年度の実施結果	
家庭ごみの有料化の検討 (ごみゼロ課)	一般廃棄物の削減に向けた市民の意識改革及び排出量に応じた負担の公平化を図るため、家庭ごみの有料化について検討する。一般廃棄物処理基本計画の改訂を行う中で検討を行い、今後引き続き検討していく。
生ごみの再資源化に関する検討 (ごみゼロ課)	現状、焼却処分している生ごみについて、肥料やエネルギー原料等への活用に向けた検討を行う。一般廃棄物処理基本計画の改訂を行う中で検討を行い、今後引き続き検討していく。

主な事業内容	
④プラスチックごみの減量に向けての方策を検討・実施します。	
令和5年度の実施結果	
【再掲】プラスチック製廃棄物削減の推進 (ごみゼロ課)	

主な事業内容	
⑤燃やせないごみと粗大ごみの中から、鉄とアルミを回収し、再資源化を図ります。	
令和5年度の実施結果	
【再掲】有価物回収事業 (ごみゼロ課)	

主な事業内容			
⑥事業者や家庭で余っている食品の施設への配付や学校給食の残さをリサイクル処理するなど、食品ロスの削減を推進します。			
令和5年度の実施結果			
【再掲】食品ロス削減の推進 (ごみゼロ課)			
給食残さリサイクル事業 (千鳥学校給食センター)	メタン発酵処理により、給食残さのリサイクルを行った。		
	リサイクル率	令和5年度	令和4年度
		83.8%	83.4%

主な事業内容			
⑦街路樹や公園などで発生した剪定枝・枯葉などを土壌改良材に再利用し、緑のリサイクルを図ります。			
令和5年度の実施結果			
緑のリサイクル事業 (みどり公園課)	市内公園、街路、緑道で発生した剪定枝・枯葉等を破碎・チップ化し、ごみの減量・焼却コスト削減・緑のリサイクルを図った。		
	リサイクル数量	令和5年度	令和4年度
		1,457.2 m ³ (発生材数量 2,483 m ³)	1,136.8 m ³ (発生材数量 1,887 m ³)

主な事業内容			
⑧市の業務において不要になったものをリサイクル品として有効活用します。			
令和 5 年度の実施結果			
リサイクル本配布事業 (中央図書館)	古くなり図書館に配架しなくなった本について、リサイクル本として市民に無償配布する。 令和 5 年度は、ビーナスプラザにおいてリサイクル本の配布を行った。		
	配付冊数	令和 5 年度	令和 4 年度
		4,432 点	3,144 点

(2) 廃棄物の適正な収集と処理

ごみの減量・再資源化だけでなく、廃棄物の収集・処理を適正かつ効率的に行うことで、環境への負荷を減らすことにつながります。

そのため、事業者に対して適正な廃棄物処理を行うよう啓発、指導をしていきます。

また、クリーンセンターにおいては、施設の改修により安定的かつ継続的な廃棄物の適正処理に取り組むとともに、し尿処理施設のあり方や廃棄物の有効な活用について検討します。

《主な事業内容と令和5年度の取組結果》

主な事業内容			
①多量に廃棄物を排出する事業者を指定し、廃棄物管理責任者の選任および事業系一般廃棄物減量計画書の提出を義務づけ、必要に応じて現場実態調査を行います。			
令和5年度の取組結果			
多量排出事業者の廃棄物削減の促進 (ごみゼロ課)	多量排出事業者に対し、現地の立ち入り調査を実施し、ごみ処理状況について確認、改善指導を行った。 現場実態調査回数 18、指定事業者数 69、新規指定事業者数 2、解除事業者数 2		
	指定事業者数	令和5年度	令和4年度
		69 事業者	69 事業者

主な事業内容	
②食品関連事業者に対し、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の堆肥化、飼料化を促進します。	
令和5年度の取組結果	
食品廃棄物飼料化推進事業 (ごみゼロ課)	食品を扱う多量排出事業者に対し、現地の立ち入り調査実施時に、食品廃棄物の堆肥化、飼料化について促した。

主な事業内容			
③事業ごみ処理手数料の見直しの検討など、事業者の自己処理責任に基づくごみの減量・リサイクルを促進します。			
令和5年度の取組結果			
有料事業系指定ごみ袋制度推進事業 (ごみゼロ課)	ごみの1日平均排出量が45L1袋以下の事業所について、市に届け出ることにより有料事業系指定ごみ袋を使用して排出できることとしている。		
	少量一般廃棄物 排出届出事業所	令和5年度	令和4年度
		1,325 件	1,285 件
事業ごみ減量等促進事業 (ごみゼロ課)	ごみゼロ課が把握するクリーンセンターへ直接搬入をしている事業者・少量排出事業者・自己処理業者（産廃契約）の市内 1,598 事業者と、許可業者と契約している約 1,284 事業者には、事業系ごみのガイドラインに沿って自己処理責任に基づくごみの減量・リサイクルに努めてもらった。		

主な事業内容	
④廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき、施設から排出される有害物質について、測定・分析します。	
令和 5 年度の実施結果	
廃棄物処理施設測定 分析事業 (クリーンセンター)	廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき、施設から排出される有害物質について、測定・分析する。水銀及びダイオキシン類は年 2 回、ばいじん等有害物質は年 6 回の測定・分析を行った。

主な事業内容	
⑤安定的かつ継続的にごみの適正処理が行えるよう、クリーンセンターの延命化に取り組みます。	
令和 5 年度の実施結果	
【再掲】ごみ処理施設延命化整備事業 (クリーンセンター)	

主な事業内容			
⑥焼却灰を適正に最終処分することに加えて、最終処分量を削減していくため、新たな再資源化技術の導入について調査・研究を進めます。			
令和 5 年度の実施結果			
焼却灰の再資源化技術の導入 (クリーンセンター)	焼却灰の溶融・焼成処理による再資源化を行い、最終処分場の負担軽減に貢献した。		
	焼却灰処分量	令和 5 年度 最終処分 3,098t 資源化 1,596t	令和 4 年度 最終処分 3,182t 資源化 1,827t

主な事業内容	
⑦し尿処理施設について、環境に配慮しながら改修や新設に向けた検討を行います。	
令和 5 年度の実施結果	
【再掲】し尿処理事業のあり方検討 (クリーンセンター)	

主な事業内容	
⑧公共事業から発生する建設廃棄物の再利用、新築などの工事におけるリサイクル資材の導入を促進します。	
令和 5 年度の実施結果	
建設廃棄物再利用推進事業 (営繕課、各工事担当課)	設計図書に特記事項として積極的な建設廃材の再利用、再生資源の利用を明記している。

主な事業内容			
⑨「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、分別解体および再資源化などが義務付けられる建設工事の届出の受理を行います。			
令和 5 年度 of 取組結果			
建設リサイクル法届出 事業 (建築指導課)	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)に基づき、一定の規模以上の建設工事等について適切な分別解体や再資源化を行うよう届出を促した。また、特定建設資材の分別解体が適正に行われているかを確認するため、随時、パトロールを実施した。		
	届出受理件数 (通知含む)	令和 5 年度	令和 4 年度
		364 件	335 件

基本方針 3

豊かで安全な暮らし

3-1.自然環境

《第3次環境基本計画における指標と目標値》

指標	基準値 (平成 28 年度(2016 年度))	目標値	
		(令和 7 年度(2025 年度))	(令和 12 年度(2030 年度))
市民が親しめる水辺空間の整備の状況 (対象延長距離 9,955m)	29.7% (対象距離 2,959m)	51.6% (対象距離 5,133m)	67.6%以上 (対象距離 6,727m)
都市公園面積	1,157,000m ²	1,180,000m ²	1,181,000m ²
「身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出」に対する市民の満足度	75.7%	80%	85%
「緑と暮らしが調和する生活空間の創出」に対する市民の満足度	78.2%	82%	85%

《計画事業の評価》

事業・取り組み名	事業結果	事業評価
	実施状況	
境川水辺空間整備事業 (道路整備課)	境川が周辺住民や市民の憩いの場となるよう、修景整備や利活用による賑わいの創出を図る。 令和 5 年度は、国土交通省が所管する「かわまちづくり」支援制度の登録に向け、境川かわまちづくり計画の素案を作成した。	A
日の出・明海地区全面海岸護岸開放事業 (道路整備課)	シンボルロード突端部から三番瀬側までの延長 864 メートルの工事が完了し、海岸管理者である千葉県との協議が整ったことから、令和 5 年 4 月 1 日から日の出・明海地区全面海岸護岸を全面開放しました。	A
千鳥地区前面海岸護岸開放事業 (道路整備課)	千鳥地区前面護岸について、市民が海に親しめるよう、海岸管理者である千葉県と協議し、段階的な開放に取り組む。 市道幹線 6 号突端部からクリーンセンター前面の延長 422.5 メートルの工事が完了し、令和 6 年 4 月からの一部開放に向けて護岸管理者の千葉県から内諾を得た。	—

事業・取り組み名	事業結果			事業 評価
	令和 5 年度	令和 4 年度	実施状況	
舞浜地区海岸整備事業 (みどり公園課)	【整備状況】		舞浜海岸の護岸（3,400m）について、県による護岸改修に合わせて隣接する緑地について散策やジョギングなどが楽しめる緑道を整備する。令和 5 年度施工範囲については、予定通り完了した。	A
	排水工、電気工	盛土工		
明海・高洲地区公園エリア整備検討事業 (みどり公園課)	【検討状況】		総合公園との連続性や境川河口部の活用を視野に入れながら、高洲海浜公園に隣接する市有地との一体的な整備をする。対象エリアの整備に向けて、アンケートやサウンディング調査を行い、簡易な検討として PPP 推進委員会に諮った。	A
	整備に関するアンケート、サウンディング調査実施	基本計画策定		

（１）身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出

水辺は、三方を海や川に囲まれた本市において、貴重な自然の一つです。

河川における水辺空間においては、千葉県と協力して、境川の修景整備や旧江戸川の整備・活用を進めます。

海における水辺空間においては、千葉県と協力して海岸の整備や海岸護岸の開放に取り組みます。また、全国的にも貴重な干潟である三番瀬は、国や県、関係自治体などと協力して保全していくとともに、令和元年（2019 年）に開館した三番瀬環境観察館を拠点に市民が自然に親しめる場として活用します。

《主な事業内容と令和 5 年度の実施結果》

主な事業内容	
①三番瀬の豊かな自然に市民がより身近にふれることができる環境を整備します。 ⇒令和 4 年度で整備完了	
主な事業内容	
②景観、親水性、水質の向上や自然環境などに配慮しながら、境川における市民の憩いとなる水辺空間を整備します。	
令和 5 年度の実施結果	
【再掲】 境川水辺空間整備事業（道路整備課）	
堀江ドックの再整備 （道路整備課、商工観光課）	旧江戸川における河川護岸のうち未整備となる堀江ドック区間について、耐震化に併せた再整備を行う。令和 5 年度は、県や関係機関との協議のための基礎資料として、堀江ドック再整備のイメージパースを作成するとともに、基本設計に着手した。
主な事業内容	
③市民が海に親しめる空間を確保するため、海岸護岸の開放や海岸の整備に取り組みます。	
令和 5 年度の実施結果	
【再掲】 舞浜地区海岸整備事業（みどり公園課）	
【再掲】 日の出・明海地区前面海岸護岸開放事業（道路整備課）	
主な事業内容	
④千葉県による、河川護岸の耐震補強や高潮などによる水害の防止対策、親水性豊かな水辺空間の創出を目的とした事業を促進します。【再掲】	
令和 5 年度の実施結果	
【再掲】 旧江戸川下流部整備事業（道路整備課）	

(2) みどり豊かな生活空間の創出

都市化が進んだ本市において、みどりは大気の浄化や温室効果ガスの吸収、騒音、振動の緩和など、都市環境を改善する機能を担っています。さらに、都市景観の形成や生態系の保全など、環境を保全・創出していくうえで多様な役割を果たしています。

そのため、公園や緑地の整備・改修などにより本市のみどりを増やしていくとともに、水辺空間と一体となった水とみどりのネットワークを形成していくことで、豊かな生活空間を創出します。

《主な事業内容と令和5年度の実績結果》

主な事業内容
①公共施設などにおける敷地内や屋上などの緑化と、その適正な維持管理を推進します。
令和5年度の実績結果
【再掲】 公共施設等緑化推進事業（みどり公園課）

主な事業内容			
②利用者や地域の特性に応じた公園や緑地の整備、改修を推進します。			
令和 5 年度の実績結果			
【再掲】 明海・高洲地区公園エリア整備検討事業 （みどり公園課）			
公園施設等改修整備事業 （みどり公園課）	令和 4 年度は、全体改修を行わず、不具合等箇所の個別補修を行った。 なお、令和 8 年度完成に向け、防災避難路整備計画に合わせた猫実 4 丁目「なのはな子供遊園」の改修計画を開始した。		
	公園施設等改修数 （全体改修）	令和 5 年度	令和 4 年度
		0 件※個別補修のみ実施	0 件※個別補修のみ実施

主な事業内容
③海岸や公園緑地をつなぐ緑道の整備を行い、ジョギング、サイクリングコースとしての活用を図ります。
令和5年度の実績結果
【再掲】 舞浜地区海岸整備事業（みどり公園課）

主な事業内容			
④住宅地における生垣設置やみどりのカーテンの設置など、民有地における緑化を促します。			
令和５年度の実績結果			
【再掲】宅地整備時や商業地開発時の緑化推進事業（みどり公園課）			
生垣設置奨励事業 （みどり公園課）	民有地の緑化を推進するため、生垣設置（ブロック塀の撤去を含む）に係る費用の一部を助成している。 震災後に申請が増加したものの、年々申請件数が落ち着いているが、自ら設置した生垣を造り替えたい希望者はおり、新しい樹木を植栽することで、良好な景観づくりや環境づくりへの費用の一部助成を行うことが出来た。		
	助成件数（金額）	令和５年度 ４件（203,000 円） 延長 25.7m	令和４年度 11 件（872,000 円） 延長 125.8m

主な事業内容			
⑤保全樹木の指定などにより、社寺境内地に残る大木、みどり豊かな住宅地や良好な緑地の保全を推進します。			
令和５年度の実績結果			
保存樹木指定事業 （みどり公園課）	緑を保全し緑化推進を図るため、個人・寺社仏閣・団体の所有する保存樹木に対して、助成金を交付し、適切な管理費用の一部助成を行った。		
	助成者数、本数 （金額）	令和５年度 28 所有者、569 本 （3,240,000 円） ※10 本の指定解除	令和４年度 28 所有者、579 本 （3,295,000 円） ※13 本の指定解除

主な事業内容			
⑥街路樹の補植や緑地・緑道の維持補修を行うとともに、各課間の管理区分にかかわらず道路周辺環境整備に取り組みます。			
令和５年度の実績結果			
市内街路樹等改修補植事業 （みどり公園課）	街路樹等の枯れに伴う補植工事や緑地緑道の維持補修工事等を行った。		
	工事件数	令和５年度 9 件	令和４年度 19 件

(3) 生物多様性の保全

市内の貴重な自然である三番瀬や人工的に整備された海岸や公園などの水辺やみどりは、市民の憩いの場であると同時に、生きものにとっても貴重な生息空間となっています。国内では、生物多様性の保全に向けた取り組みの重要性が高まっており、埋立による人工的な都市空間が広がる本市においても、生物多様性の保全に対する必要性は例外ではありません。特に、三番瀬は東京湾に残された貴重な干潟の一つであり、国や県、関係自治体と連携した保全対策が求められています。

そのため、市内における生物多様性の現状を把握するとともに、その保全に向けた対策や啓発活動を推進します。

《主な事業内容と令和5年度の取組結果》

主な事業内容	
①市内における生きものの生息状況を把握するため、生きものの生息空間に関する調査を行います。	
令和5年度の取組結果	
生きものの生息空間の調査 (環境保全課)	平成18年度に市内に生息する生きものの実態調査を行って以降、調査から期間が空いていることから、次回の実施について今後検討する。

主な事業内容	
②市内に生息する生きものの実態調査の結果を踏まえ、生物多様性の啓発を行います。	
令和5年度の取組結果	
【再掲】三番瀬環境観察施設運営事業（環境保全課）	
生物多様性の普及啓発 (環境保全課)	三番瀬環境観察館にて講座を実施したほか、野鳥図鑑等のパンフレットにより啓発を行った。

主な事業内容			
③生物多様性の維持を図るため、特定外来生物などについての啓発を行い、必要に応じて駆除も行います。			
令和5年度の取組結果			
特定外来生物等防除事業 (環境衛生課)	糞尿等の生活被害のあった箇所に捕獲器の設置、捕獲を行い、個体数の抑制を図った。		
	捕獲件数	令和5年度	令和4年度
		・ハクビシン 2件 ・アライグマ 0件 ・タヌキ 6件	・ハクビシン 1件 ・アライグマ 1件 ・タヌキ 1件

基本方針 3

豊かで安全なまち

3-2.生活環境

《第3次環境基本計画における指標と目標値》

指標	基準値 (平成 28 年度(2016 年度))	目標値	
		(令和 7 年度(2025 年度))	(令和 12 年度(2030 年度))
大気汚染物質の環境教 基準項目達成率 (11 項目※)	92%	100%	100%
河川 BOD 環境基準達 成率(6 か所)	100%	100%	100%
自動車騒音・道路交通 振動 要請限度達成 率 (8 か所)	81%	100%	100%

《計画事業の評価》

事業・取り組み名	事業結果・実施状況	事業 評価
大気汚染物質及び有害大 気汚染物質常時監視業務 (環境保全課)	一般環境大気物質の常時監視測定を実施するとともに、光化学スモッグ等の注意喚起を行った（PM2.5 関連は発令なし）。 測定結果：市内大気は安定している。	A
ダイオキシン類測定業務 (環境保全課)	市内 1 地点（郷土博物館屋上）にて年 4 回、一般環境大気中のダイオキシン類濃度の測定を行った。 測定結果：特段の異常なく安定している。	A
河川等水質測定事業 (環境保全課)	以下の項目について、市内 4 河川について測定を行った。 市内河川測定項目：水素イオン濃度、浮遊物質量、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、溶存酸素量、全窒素、全りん、大腸菌群数 測定結果：年度ごとに数値の増減はあるが、概ね環境目標の水準で推移している。	A
主要幹線道路騒音・振動 調査事業 (環境保全課)	市内 8 地点で調査を行った。 測定結果：年度ごとに数値の増減はあるが、概ね環境基準を満たしている。	A

※二酸化硫黄(SO₂)及び一酸化炭素(CO)の 2 項目は測定を中止したため、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(Ox)、微小粒子状物質(PM2.5)、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類の 9 項目が対象。

（１）大気環境の確保

大気環境は、人々の生活の質や健康に影響を及ぼす要素の一つです。市内には交通量の多い幹線道路が通っており、自動車排出ガスによる影響を受けやすい状況にあります。また、排煙を多く排出する業種は少ないものの、市内には事業者が多く集積した地区も存在します。

そのため、大気環境の監視を継続的に実施し、測定結果を公表するとともに、必要に応じて事業者などに対して法令に基づく適切な指導を行います。

また、公用車における次世代自動車の導入や公共交通機関の充実を図ることで、自動車排出ガスの削減に取り組みます。

《主な事業内容と令和５年度の実績結果》

主な事業内容			
①事業者などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう周知するとともに、法令に基づいた適切な指導を行います			
令和５年度の実績結果			
環境保全条例に基づく規制（ばい煙特定施設に係る排出基準） （環境保全課）	大気汚染防止法、環境保全条例に基づき、事業者などへ、ばい煙などの発生の抑制に関する周知徹底を図るとともに、大気の実排出基準について指導する。令和４年度は、指導を行う事例はなかった。		
	ばい煙特定施設設置に係る届出件数	令和５年度 0件	令和４年度 0件
環境保全条例に基づく規制（燃焼行為規制） （環境保全課）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、環境保全条例に基づき、廃棄物の野外での焼却など、屋外での燃焼行為の規制に関する周知及び指導を徹底する。また、焼却炉における燃焼行為等に関し、大気の実排出基準について、法令に基づき指導する。令和４年度は、指導を行う事例はなかった。		
	野焼き苦情件数	令和５年度 0件	令和４年度 0件

主な事業内容			
②一般環境大気中の汚染物質や有害大気汚染物質などの測定を行い、状況の把握に努めます。			
令和５年度の実績結果			
【再掲】大気汚染物質及び有害大気汚染物質常時監視業務（環境保全課）			
【再掲】ダイオキシン類測定業務（環境保全課）			
アスベスト測定業務 （環境保全課）	市内３地点（当代島公民館、日の出公民館、今川記念会館）にて年２回、一般環境大気中のアスベスト濃度の測定を行った。		
自動車排出ガス汚染常時測定事業（千葉県・環境保全課）	千葉県の設置する美浜自動車排出ガス測定局において自動車排出ガスによる大気汚染物質の常時監視測定を行った。		
簡易測定器の貸し出し（騒音・振動・放射線） （環境保全課）	希望者に対し、簡易測定器の貸出しを行った。		
	騒音計貸出件数	令和５年度 4件	令和４年度 5件

主な事業内容
③ 公用車における次世代自動車の導入を図るとともに、市民・事業者に対する普及・促進を行います。【再掲】
令和 5 年度の実施結果
【再掲】環境に配慮した公用車の導入推進（財産管理課・環境保全課）

主な事業内容
④ 自動車排出ガスの抑制のため、交通渋滞対策やバスなどの公共交通機関の利用を促進します。
令和 5 年度の実施結果
【再掲】 バス交通利用促進事業（都市計画課）
【再掲】 市内バス路線網の強化・充実（都市計画課）
【再掲】 コミュニティバス事業（都市計画課）

(2) 水質の確保

河川などの水質は、人々の暮らしやすさ・過ごしやすさに影響を及ぼします。市内を流れる境川や旧江戸川などの河川や、それらが流れ込む海域においては、上流側からの影響を受けやすい傾向にあります。また、水質悪化の原因の一つに下水道に接続していない建物からの生活排水が挙げられます。

そのため、東京都や県と協力して市内各地の水質の監視を継続的に実施するとともに、下水道に接続していない建物の水洗化促進などによる汚濁防止対策を実施します。

《主な事業内容と令和5年度の取組結果》

主な事業内容	
①市内河川の水質測定を行い、千葉県による旧江戸川と東京都の測定を含めて、状況の把握に努めます。	
令和5年度の取組結果	
【再掲】河川等水質測定事業（環境保全課）	

主な事業内容	
②地下水汚染の防止のため、千葉県と協力して公共用水域および地下水の水質汚濁の状況を測定します。	
令和5年度の取組結果	
地下水汚染防止対策事業（千葉県・環境保全課）	千葉県が県内の全体的な地下水質を把握するため、地下水の水質測定を行っている。本市内でも1地点で測定しているが、環境基準の超過等は見られなかった。

主な事業内容			
③浄化槽の適正な維持・管理のため、年1回以上清掃を行うよう指導します。			
令和5年度の取組結果			
浄化槽管理指導事業（ごみゼロ課）	浄化槽を使用している住宅で臭気・故障等がある個所にパトロールを行うとともに、管理者に対して浄化槽の適正な維持・管理のため、年1回以上清掃を行うよう通知した。		
	浄化槽の清掃通知	令和5年度	令和4年度
		194件	353件

主な事業内容			
④河川や海の水質改善のため、公共下水道の整備・適正な管理を行います。			
令和 5 年度の実績結果			
公共下水道整備事業 (下水道課)	公共用水域の水質の保全と生活環境の改善などを図るため、下水道の未整備区域の面整備を推進する。 令和 5 年度は、猫実三丁目先の下水道整備工事に伴う詳細設計業務及び家屋事前調査業務を実施した。		
	令和 5 年度		令和 4 年度
	・下水道人口普及率 99.8% ・下水道整備率 93.4% ・水洗化率 98.1%		・下水道人口普及率 99.8% ・下水道整備率 93.4% ・水洗化率 98.0%
下水道普及促進事業 (下水道課)	下水道未接続世帯の水洗化を促進するため、水洗化普及員による未接続世帯への訪問のほか、ホームページや広報誌を用い、水洗化促進のための広報活動を行った。		
	令和 5 年度		令和 4 年度
	・延べ訪問件数 1,832 件 ・接続件数 52 件		・延べ訪問件数 1,830 件 ・接続件数 79 件
ストックマネジメント推進事業 (下水道課)	市全域における下水道施設の延命化とライフサイクルコストの平準化を図るため、ストックマネジメント全体計画に基づき、管さよの調査及び人孔蓋交換工事を行った。		
	令和 5 年度		令和 4 年度
	・詳細調査 7,231.3m ・人孔蓋交換工事 38 基		・簡易調査 54,542.5m ・詳細調査 11,990.3m ・人孔蓋交換工事 54 基
下水道総合地震対策事業 (下水道課)	下水道総合地震対策計画[2 期]に基づき、耐震診断及び耐震実施設計を行った。		
	令和 5 年度		令和 4 年度
	・診断 2,410.8m、70 基 ・実施設計 326.13m、31 基 ・工事 38 基		・診断 1,929.48m ・実施設計 27 基 ・工事 129.06m

主な事業内容			
⑤特定施設を設置する工場・事業場から排水される下水の水質の監視をはじめ、事業者などに対する排水基準の遵守の徹底・指導を千葉県と協力して進めます。			
令和 5 年度の実績結果			
特定事業場水質監視事業 (下水道課)	特定事業場の水質の検査を行い、水質基準値を満たさない事業場について、改善指導を行うことで公共水域の水質の保全を図った。		
	届出特定事業場排水の測定箇所数	令和 5 年度	令和 4 年度
		48 カ所	48 カ所

(3) 安心して暮らせる生活環境の確保

市民が快適かつ安心して生活していくためには、騒音・振動、悪臭などの生活環境や生活衛生を良好に保つ必要があります。

生活環境に関する問題は、都市化の進展や人々の生活様式の変化を背景に多様化しており、時代の変化に応じた対策が必要になります。近年では、新型コロナウイルス感染症対策によるテレワークの拡大などにより、市民が在宅する機会が増加していることから、生活騒音対策に取り組みます。

また、生活衛生については、ごみのポイ捨てやペットの適正な飼育、人々に害を及ぼす可能性のある生きものや生物多様性を脅かす生きものへの対策などを行います。

《主な事業内容と令和5年度の取組結果》

主な事業内容			
①事業者などに対し、関係法令の規制基準を遵守するように周知するとともに、法令に基づいた適切な指導を行います。			
令和5年度の取組結果			
環境保全条例に基づく規制（拡声器・深夜営業等に係る騒音等への指導） （環境保全課）	「浦安市環境所全条例」に定められた規制基準を元に、事業者等に対し、発生の抑制等に関する指導を行った。		
	深夜営業及び拡声器び騒音に関する苦情件数	令和5年度	令和4年度
		6件	0件
環境保全条例に基づく規制（地下水採取の規制） （環境保全課）	令和5年度は、揚水施設を保有する事業者への指導を行った事例はなかった。		
	・揚水施設設置に係る届出件数	令和5年度	令和4年度
		0件	1件
騒音規制法、振動規制法、環境保全条例に基づく規制 （環境保全課）	「浦安市環境保全条例」に定められた規制基準を元に、事業者等に発生の抑制等に関する指導を行った。		
	公害苦情件数	令和5年度	令和4年度
		騒音 16 件、振動 9 件	騒音 16 件、振動 2 件

主な事業内容
②市内主要幹線道路における騒音・振動について定期的に測定し、必要に応じて道路管理者に改善を要請します。
令和5年度の取組結果
【再掲】主要幹線道路騒音・振動調査事業（環境保全課）

主な事業内容			
③羽田空港を離着陸し、本市近傍を飛行する航空機の騒音影響を監視し、必要に応じて関係自治体と連携し、国へ改善を要請します。			
令和５年度の実績結果			
航空機騒音常時監視業務 (環境保全課)	航空機の騒音に対応するため、総合公園内に設置した航空機騒音測定局で、常時監視を行った。		
羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会 (環境保全課)	情報の受け皿となる「協議会」と、付随する「羽田空港機能強化に関する連絡調整部会」において、千葉県や関係市町とともに、国土交通省からの提案・情報提供について継続して協議した。		
	連絡協議会出席回数	令和５年度 2回	令和４年度 2回

主な事業内容			
④生活騒音などを抑え、住民が安心して生活できるよう、生活環境に関する対策や啓発を行います。			
令和５年度の実績結果			
地盤沈下監視測定事業 (環境保全課)	市内の地盤沈下観測用精密水準点 20 地点において、県が測量した結果について、情報共有をする。		
悪臭防止法に基づく規制 (環境保全課)	悪臭に関する相談を受け付け、状況に応じ調査・指導・対策を行った。		
	苦情受付件数	令和５年度 7件	令和４年度 7件
土壌汚染対策事業 (千葉県・環境保全課)	事業者との宅地開発事業等事前協議の中で土壌汚染対策法・残土条例の対象事業を把握し、必要に応じて県と協議するよう指導を行った。また、市民・事業者等からの問い合わせに対し、回答・担当部局の案内を行った。		
開発に伴うテレビ電波障害対策 (環境保全課)	「浦安市中高層建築物等によるテレビ電波障害の防止に関する指導要綱」に基づき、対象事業者に対し、テレビ電波障害に関する報告書等の提出を求めた。また、提出を受けるにあたり、適切な対策計画が成されているか確認を行った。		
	苦情受付件数	令和５年度 0件	令和４年度 0件

主な事業内容			
⑤一定規模以上の建築物の建築を行う場合、条例に基づく事前協議において、近隣紛争予防のための指導・助言を行います。			
令和５年度の実績結果			
開発指導事業 (都市計画課)	一定規模以上の建築物の建築を行う場合、条例に基づく事前協議において、近隣紛争予防の観点から風害や光害について考慮するよう指導・助言を行う。 (令和５年度は風害や光害が想定される建築行為の申請はなかった。)		
	令和５年度	令和４年度	
	(参考) ・開発許可件数：0件 ・開発変更許可件数：1件 ・事前協議件数 47件	・開発許可件数 1件 ・事前協議件数 64件	

主な事業内容		
⑥ねずみや衛生害虫への対策を行うとともに、必要に応じて駆除を行います。		
令和 5 年度の実施結果		
害虫駆除事業 (環境衛生課)	家庭における害虫を駆除するため、薬剤を市役所窓口で配付した。殺鼠剤の配付が大幅に増加した。 令和 5 年度は、ユスリカの幼虫駆除剤については前年比 3 倍以上増え、殺そ剤の申請数は前年比の 1.4 倍、忌避剤の申請数は 1.7 倍に増加した。	
	配布数	令和 5 年度
		令和 4 年度
		・害虫駆除剤 884 袋 ・殺鼠剤 336 袋 ・野良猫忌避剤 50,400ml
		・害虫駆除剤 269 袋 ・殺鼠剤 237 袋 ・野良猫忌避剤 30,000ml

主な事業内容					
⑦ポイ捨て防止やペットの飼育、飼い主のいない猫（地域猫）に関する問題について継続的な啓発活動を行います。					
令和 5 年度の実施結果					
ポイ捨て防止対策事業 （環境衛生課）	例年、浦安駅前、新浦安駅前にて、自治会連合会や市内の各種事業者等と啓発キャンペーンを行っていたが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、環境部で令和 5 年 1 月に各駅にて、ポイ捨て防止を呼びかけた。				
不法投棄パトロール事業 （環境衛生課）	不法投棄の多い地区の巡回パトロール及び投棄されたゴミの回収を行い、不法投棄の多い箇所に対して、モーションカメラや立て看板を設置し、再発防止に努めた。 また、市民等からの通報による道路上等の不法投棄ゴミの回収を行った。				
	回収件数	<table><tr><th>令和 5 年度</th><th>令和 4 年度</th></tr><tr><td>93 件</td><td>116 件</td></tr></table>	令和 5 年度	令和 4 年度	93 件
令和 5 年度	令和 4 年度				
93 件	116 件				
ペット適正飼育推進事業 （環境衛生課）	市内動物病院において狂犬病予防注射の済票交付の委託を行った。 また、包括連携先であるイオンにおいて狂犬病予防注射接種についての館内放送を活用し、接種率向上を目的とした啓発を行った。				
	令和 5 年度	令和 4 年度			
	登録数 6,276 頭 ・新規登録頭数 476 頭 ・注射接種数 4,925 頭 ・接種率 78.5%	登録数 6,305 頭 ・新規登録頭数 516 頭 ・注射接種数 4,632 頭 ・接種率 73.5%			
動物愛護推進事業 （環境衛生課）	市内に生息する飼い主のいない猫の繁殖を防止するため、浦安市地域猫愛護員制度に基づき、動物病院等に不妊・去勢手術費を助成した。				
	助成件数	<table><tr><th>令和 5 年度</th><th>令和 4 年度</th></tr><tr><td>33 件 （メス 20 件、オス 13 件）</td><td>78 件 （メス 35 件、オス 43 件）</td></tr></table>	令和 5 年度	令和 4 年度	33 件 （メス 20 件、オス 13 件）
令和 5 年度	令和 4 年度				
33 件 （メス 20 件、オス 13 件）	78 件 （メス 35 件、オス 43 件）				

主な事業内容		
⑧受動喫煙や吸い殻のポイ捨てなどの喫煙マナーについて、喫煙による健康被害を含めた意識の啓発を行います。		
令和５年度の実施結果		
受動喫煙防止に関する啓発 (健康増進課)	市ホームページでの周知やチラシ配布、パネル展の開催等により受動喫煙防止及び禁煙についての啓発を行った。	
	令和５年度	令和４年度
	・受動喫煙防止パネル展 １回 ・配布場所:60 か所 ・配布数 1,500 個	・受動喫煙防止パネル展 １回 ・配布場所:47 か所 ・配布数:4,538 個

主な事業内容	
⑨市民生活や生物多様性を脅かすおそれのある野生動物や特定外来生物による被害を予防する対策を講じます。	
令和５年度の実施結果	
【再掲】特定外来生物防除事業（環境衛生課）	
高病原性鳥インフルエンザ等野生鳥獣対策 (環境保全課)	死亡した野鳥等による高病原性鳥インフルエンザの感染が疑われる場合に、感染拡大防止のため、市民等へ周知を行う。 令和５年度は、死亡した野鳥等について市民から連絡あった際に回収等の対策を行ったが、高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例はなかった。

主な事業内容		
⑩ごみ散乱防護用ネットの貸し出しなどにより、カラスによる生活環境被害への対策を講じます。		
令和５年度の実施結果		
ごみ散乱防護事業 (ごみゼロ課)	カラスや猫にごみを荒らされている世帯等にかラス除けネットについて紹介し、ごみの散乱防止に繋げた。	
	カラスネット貸出件数	令和５年度
	363 枚	令和４年度 244 枚

3. 令和5年度 数値データ一覧

◆脱炭素社会

《グラフ・表データ》

①市の事務事業における温室効果ガス排出量

【活動項目別温室効果ガス排出量】

(t-CO₂)

活動項目			基準値 (H25 年度)		令和 4 年度		令和 5 年度		目標値※ (R12 年度)
一 般 事 務 系	エネルギー 起源	電気	13,693	20,547	11,288	17,987	11,323	18,083	10,304
		都市ガス	6,854		6,699		6,760		
	燃料 使用量	灯油	64		0.02		0.02		47
		重油	26		0		0		
		LPG	2		0.91		0.35		
	公用車の 燃料使用量 ・走行量	ガソリン	206		225		250		204
		軽油	113		76		93		
		CNG	79		0		0		
		自動車走行量(CH4)	0.2		0.3		0.3		
		自動車走行量(N2O)	6.1		4.8		5.3		
		自動車使用・漏洩	2		2		2		
小計			21,047		18,926		18,435		10,555
一般廃棄物焼却（連続燃焼式）			17,174		16,489		21,652		14,289
合計			38,221		34,785		40,087		24,844

※浦安市地球温暖化対策実行計画（令和2年度策定）の目標値

【活動項目別活動量】

活動項目			基準値 (H25 年度)	令和4年度	令和5年度
一般事務系	エネルギー 起源	(東電 EP)調整後排出係数	0.531	0.451	0.451
		電気(kWh)	26,283,021	28,531,234	31,926,289
		都市ガス(m ³)	3,054,343	2,985,327	3,021,034
	燃料 使用量	灯油(l)	25,764	4,840	0
		重油(l)	9,470	0	0
		LPG(m ³)	369	643	116
	公用車の 燃料使用 量 ・走行量	ガソリン(l)	88,907	88,114	107,699
		軽油(l)	43,767	25,954	36,049
		CNG(m ³)	19,807	19.4	0
		自動車走行量(N ₂ O)(km)	828,890	571,383	705,677
		自動車走行量(CH ₄)(km)			
	(廃プラスチック類 量(t)/比率(%))		5,519t/10.1%	5,662t/10.9%	7,527t/14.5%
	一般廃棄物焼却(連続燃焼式)(t)		54,647	51,942	51,908

②市域における温室効果ガス排出量

【(部門別)温室効果ガス排出量】

(千 t-CO₂)

部門	H25	H30	R 元	R2	R3	R4
	2013	2018	2019	2020	2021	2022
家庭部門	244	201	197	199	197	212
業務部門	366	314	297	282	329	324
旅館・料亭・ホテル（木造）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
事務所・銀行・店舗（木造）	3	3	3	3	4	4
劇場・病院（木造）	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
事務所、店舗、百貨店（木造以外）	139	163	148	139	160	157
病院、ホテル（木造以外）	140	148	146	140	165	163
産業部門	72	62	50	30	29	27
農林水産業	0.6	0.8	0.5	0.6	0.5	0.5
建設業・鉱業	6	6	4	6	6	6
製造業	57	56	45	24	23	21
運輸部門	214	241	240	241	241	236
自動車	230	230	229	230	231	226
鉄道	10	11	11	10	11	10
廃棄物部門	17	20	18	24	14	16
その他ガス	4	3	4	5	5	5
合 計	917	842	807	781	815	820

③浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 補助対象別内訳

補助対象	補助金額	交付実績	
		実績（件）	交付金額（円）
家庭用燃料電池システム	定額 10 万円	27	2,700,000
リチウムイオン蓄電システム	定額 10 万円	11	770,000
太陽熱利用システム	上限 5 万円	0	0
窓断熱	補助率 1/4（上限 8 万円）	32	1,879,000
電気自動車	（太陽光発電設備・V2H 併設）	2	300,000
	（太陽光発電設備のみ併設）	3	300,000
プラグインハイブリッド自動車	（太陽光発電設備・V2H 併設）	0	0
	（太陽光発電設備のみ併設）	3	300,000
V2H 充放電システム	補助率 1/10（上限 25 万円）	2	129,000
集合住宅用充電設備（住民のみ）	国庫補助費の 1/3（上限 50 万円）	0	0
集合住宅用充電設備（住民以外）	国庫補助費の 2/3（上限 100 万円）	0	0
合意形成のための資料	上限 15 万円	0	0
合 計		96	6,378,000

④ 公共施設における再生可能エネルギー等の導入状況（令和6年3月31日現在）

種類	施設名	定格出力(kW)
太陽光発電	市役所本庁舎	20.000
	南小学校屋内運動場	10.000
	東小学校屋内運動場	30.000
	入船小学校	20.000
	日の出南小学校	20.000
	明海南小学校・明海中学校	20.000
	高洲北小学校	10.000
	東野小学校	20.000
	浦安中学校	20.000
	堀江中学校	20.000
	入船中学校	20.000
	高洲中学校	20.000
	まちづくり活動プラザ	40.000
	青葉幼稚園	7.000
	猫実保育園	10.000
	入船保育園	10.000
	日の出保育園	6.180
	高洲北小学校地区児童育成クラブ分室	3.000
	こどもの広場管理棟	9.000
	文化会館	20.000
	中央公民館	10.000
	堀江公民館	20.000
	富岡公民館	20.000
	美浜公民館	10.080
	地域交流プラザ(高洲公民館)	10.000
	中央図書館	50.000
	運動公園陸上競技場	10.000
	運動公園野球場	10.000
	運動公園管理棟	16.500
	パークシティ弁天自治会集会所	3.120
	さつき苑自治会集会所	4.000
	ジ・アイルズ自治会集会所	7.980
	シーガーデン新浦安自治会集会所・老人クラブ会館	9.500
	望海の街自治会集会所	3.000
	ラ・フィネス新浦安,パークシティ東京ベイ新浦安 SOL 合同自治会集会所	4.048
	パークシティ東京ベイ新浦安 Sea・Coco 合同自治会集会所	4.000
	タイムスタウン新浦安自治会集会所	3.900
	セレナヴィータ新浦安自治会集会所・セレナシニアクラブ会館	3.000
	猫実若草クラブ会館	3.300
	富岡青葉会館	3.120
	弁天喜楽会館	4.000
	美浜寿会館	3.100
	海南クラブ会館	4.000
	浦安市ワークステーション	10.000
	東野地区複合福祉施設（東野パティオ）	20.400
	ビーナスプラザ	3.500
	斎場	2.136
	日の出出張所	6.500
	浦安公園防災倉庫・災害対応屋外トイレ	7.700
	墓地公園	9.900
	三番瀬環境観察館	3.000
合計		614.964
		51 件

種類	施設名	定格出力(kW)
廃棄物発電	クリーンセンター	1450.0
廃熱利用	クリーンセンター	ごみを焼却した後の廃熱を施設内の冷暖房および給湯に利用している。また、隣接する斎場、ワークステーションへ熱の面的利用を行っている。

再生可能エネルギー・省エネルギー機器	施設名	件数	内容
太陽光発電式街灯 (LED 照明)	新浦安駅前 プラザマーレ	3	太陽光発電式の歩道灯 (LED タイプ)
	幹線 1 号	15	
	幹線 2 号	20	
	幹線 3 号	19	
	幹線 4 号	11	
	幹線 9 号他	26	
	市道	9	
	一般県道	9	
	合計	112	
風力・太陽光発電 一体型街灯	クリーンセンター	3	
	新浦安駅前 プラザマーレ	1	地下駐輪場及び屋上遊戯場の照明用として屋上に設置
街路灯 LED	市内街路灯	11,000	二酸化炭素の排出量が従来より半減する灯具 (LED 照明) を採用

◆循環型社会

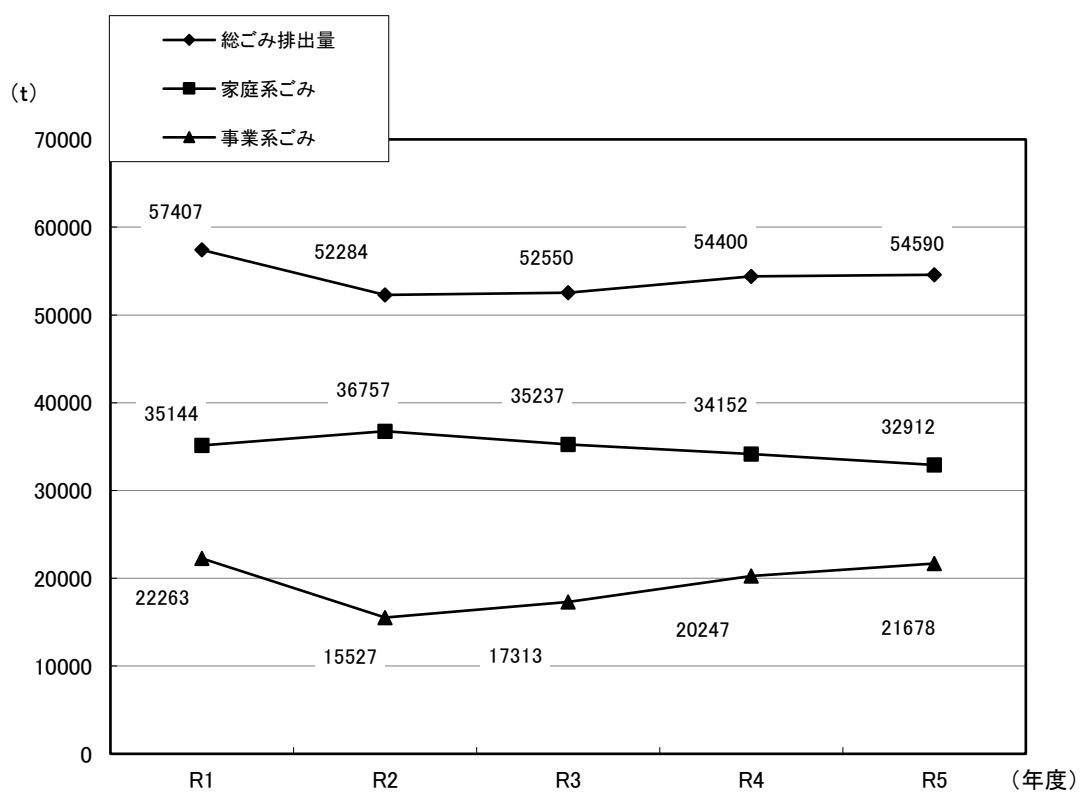
《グラフ・表データ》

①ごみ排出量の推移

(t)

	R1	R2	R3	R4	R5
総ごみ排出量	57,407	52,284	52,550	54,400	54,590
家庭系ごみ	35,144	36,757	35,237	34,152	32,912
事業系ごみ	22,263	15,527	17,313	20,248	21,678

<過去5年間の推移>

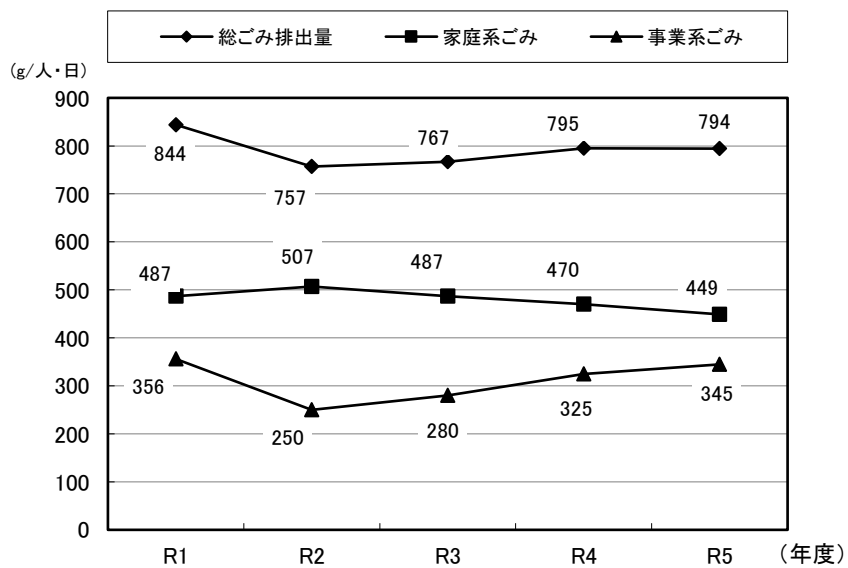


②一人あたりの1日平均ごみ排出量の推移(資源物を除く)

(g/人・日)

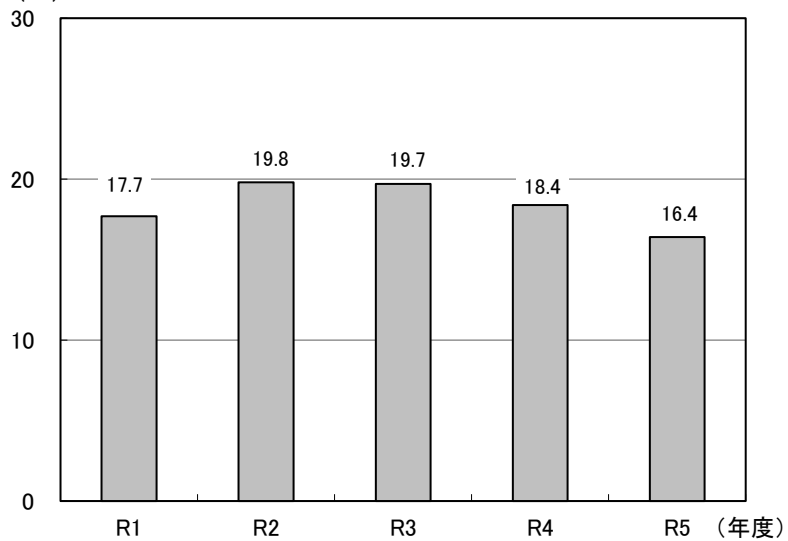
	R1	R2	R3	R4	R5
総ごみ排出量	844	757	767	795	794
家庭系ごみ	487	507	487	470	449
事業系ごみ	356	250	280	325	345

<過去5年間の推移>



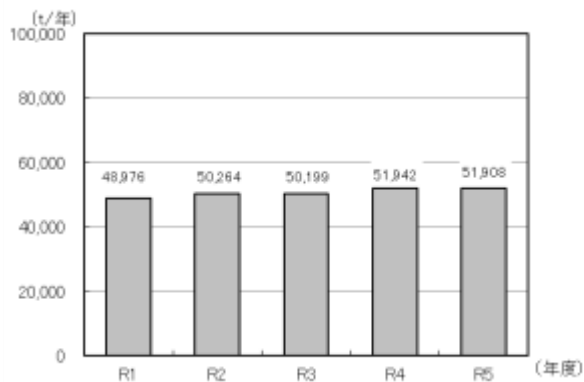
③再資源化率の推移

(%)

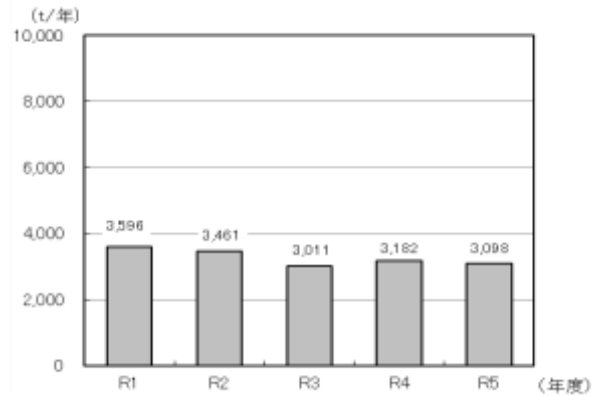


④焼却処分量と最終処分量の推移

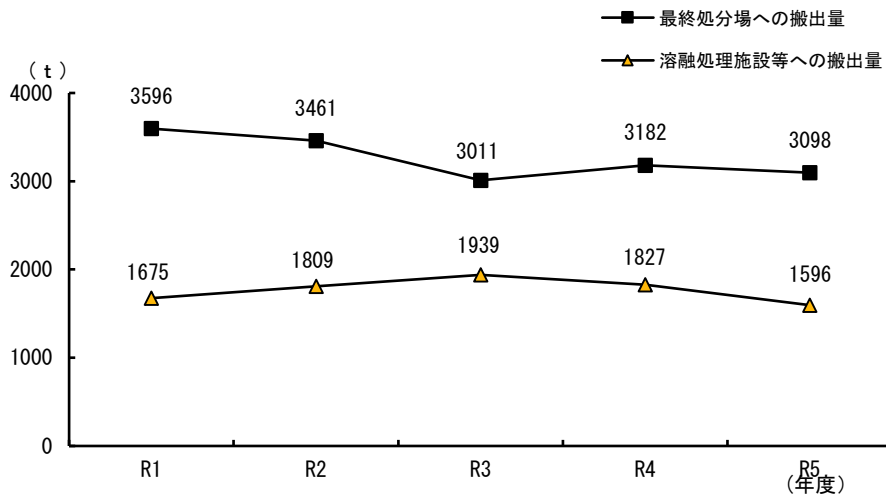
＜焼却処分量の推移＞



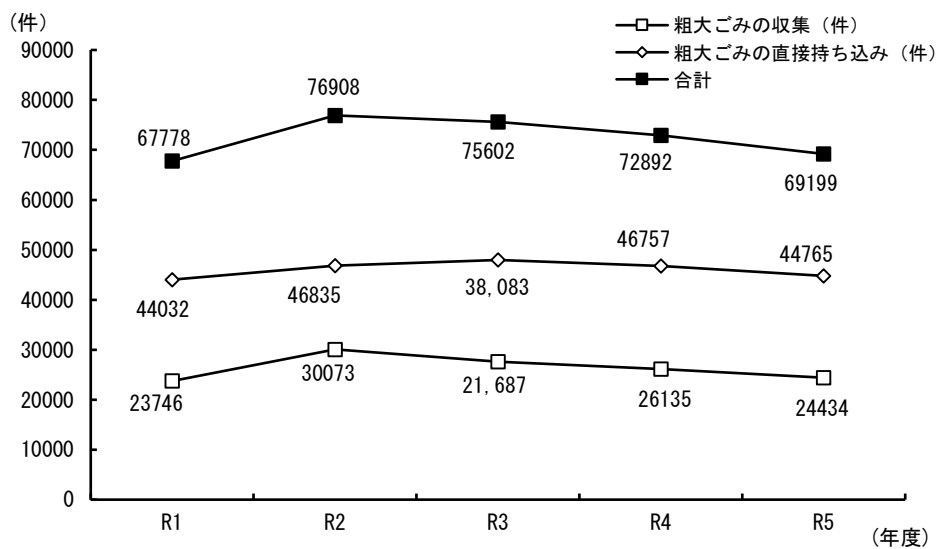
＜最終処分量の推移＞



＜焼却残さ運搬処分量の推移＞



⑤粗大ごみの受付件数の推移



⑥（年度別）家庭系ごみ・事業系ごみの詳細

項 目		年 度	R1	R2	R3	R4	R5
人 口 等	人口（年度末現在）（人）		170,978	169,963	169,259	170,406	171,307
	増加率（％）		0.4	△ 0.6	△ 0.4	0.3	1.2
	年間平均人口（人）		170,275	170,485	169,132	169,488	170,887
家 庭 ご み	可 燃 ご み	委託収集（t/年）	27,251	28,026	26,802	26,143	25,294
		持込（t/年）	0	0	0	0	0
		年間量（t/年）	27,251	28,026	26,802	26,143	25,294
		増加率（％）	1.1	2.8	△ 4.4	△ 6.7	△ 5.6
		1日平均量（t/日）	74.7	76.8	73.4	71.6	69.3
		一人1日平均量（g/人・日）	436.7	451.8	433.8	420.3	404.5
	不 燃 ご み	委託収集（t/年）	1,043	1,171	1,010	942	863
		持込（t/年）	0	0	0	0	0
		年間量（t/年）	1,043	1,171	1,010	942	863
		増加率（％）	2.5	12.3	△ 13.8	△ 19.6	△ 14.5
		1日平均量（t/日）	2.9	3.2	2.8	2.6	2.4
		一人1日平均量（g/人・日）	16.7	18.9	16.3	15.1	13.8
	粗 大 ご み	委託収集（t/年）	474	597	541	491	437
		持込（t/年）	1,619	1,684	1,741	1,666	1,567
		年間量（t/年）	2,093	2,281	2,282	2,157	2,004
		増加率（％）	7.2	9.0	0.0	△ 5.5	△ 12.2
		1日平均量（t/日）	5.7	6.3	6.3	5.9	5.5
		一人1日平均量（g/人・日）	33.5	36.8	36.9	34.7	32.0
	（ び ん ） 資 源 ご み	委託収集（t/年）	1548	1686	1624	1521	1434
		持込（t/年）	0	0	0	0	0
		年間量（t/年）	1,548	1,686	1,624	1,521	1,434
		増加率（％）	△ 2.1	8.9	△ 3.7	△ 9.8	△ 11.7
		1日平均量（t/日）	4.2	4.6	4.4	4.2	3.9
		一人1日平均量（g/人・日）	24.8	27.2	26.3	24.4	22.9
	（ 缶 ） 資 源 ご み	委託収集（t/年）	478	522	506	468	442
		持込（t/年）	0	0	0	0	0
		年間量（t/年）	478	522	506	468	442
		増加率（％）	0.1	9.2	△ 3.2	△ 10.3	△ 12.6
		1日平均量（t/日）	1.3	1.4	1.4	1.3	1.2
		一人1日平均量（g/人・日）	7.7	8.4	8.2	7.5	7.1
	（ ペ ット ボ トル ） 資 源 ご み	委託収集（t/年）	624	642	655	641	650
		持込（t/年）	0	0	0	0	0
		年間量（t/年）	624	642	655	641	650
		増加率（％）	1.3	2.9	2.0	△ 0.3	△ 0.8
		1日平均量（t/日）	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8
		一人1日平均量（g/人・日）	10.0	10.4	10.6	10.3	10.4
	（ 紙 類 ） 資 源 ご み	委託収集（t/年）	2,106	2,428	2,358	2,281	2,226
		持込（t/年）	0	0	0	0	0
		年間量（t/年）	2,106	2,428	2,358	2,281	2,226
		増加率（％）	6.6	15.3	△ 2.9	△ 6.1	△ 5.6
		1日平均量（t/日）	5.8	6.7	6.5	6.2	6.1
		一人1日平均量（g/人・日）	33.7	39.1	38.2	36.7	35.6
	有 害 ご み	委託収集（t/年）	0	0	0	0	0
		持込（t/年）	0	0	0	0	0
		年間量（t/年）	0	0	0	0	0
		増加率（％）	-	-	-	-	-
		1日平均量（t/日）	0	0	0	0	0
		一人1日平均量（g/人・日）	0	0	0	0	0
	計	委託収集（t/年）	33,525	35,073	33,496	32,487	31,345
		持込（t/年）	1,619	1,684	1,741	1,666	1,567
		年間量（t/年）	35,143	36,757	35,237	34,152	32,912
		増加率（％）	1.7	4.6	△ 4.1	△ 7.1	△ 6.6
		1日平均量（t/日）	96.3	100.7	96.5	93.6	90.2
		一人1日平均量（g/人・日）	563.1	592.5	570.4	549.1	526.4

項 目	年 度		R1	R2	R3	R4	R5
事業 ご み	可燃 ごみ	許可業者 (t/年)	19,105	12,549	14,472	17,419	18,733
		持込 (t/年)	2,415	2,430	2,332	2,222	2,357
		産廃 (t/年)	4	3	1	1	0
		年間量 (t/年)	21,525	14,982	16,805	19,642	21,090
		増加率 (%)	△ 5.8	△ 30.4	12.2	31.1	25.5
		1 日平均量 (t/日)	59.0	41.0	46.0	53.8	57.8
	不燃 ごみ	許可業者	516	336	341	401	383
		持込 (t/年)	50	45	29	32	24
		産廃	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	566	382	371	433	408
		増加率 (%)	△ 16.1	△ 32.5	△ 2.9	13.3	9.9
		1 日平均量 (t/日)	1.6	1.0	1.0	1.2	1.1
	粗大 ごみ	許可業者	4	4	5	9	5
		持込 (t/年)	110	135	99	124	113
		産廃	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	114	139	104	133	119
		増加率 (%)	△ 27.2	21.7	△ 25.4	△ 4.5	14.3
		1 日平均量 (t/日)	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3
	資源 ごみ (びん)	許可業者	31	15	21	24	38
		持込 (t/年)	1	0	0	0	0
		産廃	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	32	15	21	24	38
		増加率 (%)	△ 79.5	△ 51.5	34.5	57.8	85.7
		1 日平均量 (t/日)	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1
	資源 ごみ (缶)	許可業者	9	4	6	5	11
		持込 (t/年)	0	0	0	0	0
		産廃	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	9	4	6	5	11
		増加率 (%)	50.6	△ 58.2	43.3	35.0	100.4
		1 日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(ペットボトル) 資源ごみ	許可業者	10	3	6	8	9
		持込 (t/年)	0	0	0	0	0
		産廃	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	11	4	6	8	10
		増加率 (%)	△ 25.8	△ 66.1	55.8	124.4	74.2
		1 日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(紙類) 資源ごみ	許可業者	0	0	0	0	0
		持込 (t/年)	4	0	0	0	1
		産廃	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	4	0	0	0	0
		増加率 (%)	318.0	△ 97.6	360.0	△ 100.0	39.1
		1 日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	有害 ごみ	許可業者	2	1	2	2	1
		持込 (t/年)	0	0	0	0	0
		産廃	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	2	2	2	2	1
		増加率 (%)	△ 18.1	△ 33.9	14.7	14.7	△ 20.3
		1 日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	許可業者	19,678	12,914	14,852	17,869	19,181
		持込 (t/年)	2,581	2,611	2,461	2,378	2,497
		産廃	4	3	1	1	0
		年間量 (t/年)	22,263	15,527	17,313	20,247	21,678
		増加率 (%)	△ 6.7	△ 30.3	11.5	30.4	25.2
		1 日平均量 (t/日)	61.0	42.5	47.4	55.5	59.4
		一人 1 日平均量 (g/人・日)	356.7	250.3	280.2	325.5	346.7

項 目	年 度		R1	R2	R3	R4	R5
計	可燃ごみ	家庭ごみ (t)	27,251	28,026	26,802	26,143	25,294
		事業ごみ (t)	21,525	14,982	16,805	19,642	21,090
		年間量 (t /年)	48,776	43,008	43,607	45,786	46,385
		増加率 (%)	△ 2.0	△ 11.8	1.4	6.5	6.4
		1日平均量 (t /日)	133.6	117.8	119.5	125.4	127.1
		一人1日平均量 (g/人・日)	781.6	693.3	705.8	736.1	741.8
	不燃ごみ	家庭ごみ (t)	1,043	1,171	1,010	942	863
		事業ごみ (t)	566	382	371	433	408
		年間量 (t /年)	1,609	1,553	1,381	1,375	1,271
		増加率 (%)	△ 4.9	△ 3.5	△ 11.1	△ 11.5	△ 8.0
		1日平均量 (t /日)	4.4	4.3	3.8	3.8	3.5
		一人1日平均量 (g/人・日)	25.8	25.0	22.3	22.1	20.3
	粗大ごみ	家庭ごみ (t)	2,093	2,281	2,282	2,157	2,004
		事業ごみ (t)	114	139	104	133	119
		年間量 (t /年)	2,207	2,421	2,386	2,290	2,112
		増加率 (%)	4.7	9.7	△ 1.4	△ 5.4	△ 11.1
		1日平均量 (t /日)	6.0	6.6	6.5	6.3	5.8
		一人1日平均量 (g/人・日)	35.4	39.0	38.6	36.8	33.9
	資源ごみ (びん)	家庭ごみ (t)	1,548	1,686	1,624	1,521	1,434
		事業ごみ (t)	32	15	21	24	38
		年間量 (t /年)	1,580	1,701	1,645	1,545	1,472
		増加率 (%)	△ 9.0	7.7	△ 3.3	△ 9.2	△ 10.5
		1日平均量 (t /日)	4.3	4.7	4.5	4.2	4.0
		一人1日平均量 (g/人・日)	25.3	27.4	26.6	24.8	23.5
	資源ごみ (缶)	家庭ごみ (t)	478	522	506	468	442
		事業ごみ (t)	9	4	6	5	11
		年間量 (t /年)	488	526	512	474	454
		増加率 (%)	0.8	7.9	△ 2.8	△ 10.0	△ 11.3
		1日平均量 (t /日)	1.3	1.4	1.4	1.3	1.2
		一人1日平均量 (g/人・日)	7.8	8.5	8.3	7.6	7.3
	資源ごみ (ペットボトル)	家庭ごみ (t)	624	642	655	641	650
		事業ごみ (t)	11	4	6	8	10
		年間量 (t /年)	635	646	661	649	659
		増加率 (%)	0.7	1.7	2.3	0.4	△ 0.2
		1日平均量 (t /日)	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8
		一人1日平均量 (g/人・日)	10.2	10.4	10.7	10.4	10.5
	資源ごみ (紙類)	家庭ごみ (t)	2,106	2,428	2,358	2,281	2,226
		事業ごみ (t)	4	0	0	0	1
		年間量 (t /年)	2,110	2,428	2,358	2,281	2,226
		増加率 (%)	6.8	15.1	△ 2.9	△ 6.1	△ 5.6
		1日平均量 (t /日)	5.8	6.7	6.5	6.2	6.1
		一人1日平均量 (g/人・日)	33.8	39.1	38.2	36.7	35.6
	有害ごみ	家庭ごみ (t)	0	0	0	0	0
		事業ごみ (t)	2	2	2	2	1
		年間量 (t /年)	2	2	2	2	1
		増加率 (%)	△ 18.1	△ 33.9	14.7	14.7	△ 20.3
		1日平均量 (t /日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		一人1日平均量 (g/人・日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	年間量 (t /年)	57,407	52,284	52,550	54,400	54,590	
	増加率 (%)	△ 1.7	△ 8.9	0.5	4.0	3.9	
	1日平均量 (t /日)	157.3	143.2	144.0	149.0	149.6	
	一人1日平均量 (g/人・日)	919.9	842.8	850.6	874.6	873.1	

※ 1t未満の端数を四捨五入及び調整しているため合計数と合わない個所がある。

※ 家庭ごみ排出量については、拠点回収量（牛乳パック、白色発泡トレイ、廃食油等）及び資源回収事業の回収量を含まない。

◆自然環境

		R1	R2	R3	R4	R5
都市公園面積	m ² /人	6.87	6.91	6.95	6.95	6.88
	全体面積 (ha)	117.4	117.4	117.7	117.7	117.8
都市公園など※の面積	m ² /人	10.4	10.5	10.5	10.5	10.4
	全体面積 (ha)	177.9	177.9	178.1	178.2	178.3

※「都市公園など」には、都市公園と公共施設緑地を含む。

◆生活環境

●大気

項目		指標	令和5年度		令和4年度 【参考】
大気汚染物質の 環境基準	二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm～0.06ppm までのゾー ン内、またはそれ以下 (日平均値)	猫実一般局 (長期的評価)	0.033ppm	0.034ppm
			美浜自排局 (長期的評価)	0.036ppm	0.035ppm
	浮遊粒子状 物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、 かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下	猫実一般局 (長期的評価)	0.037mg/m ³	0.045mg/m ³
	光化学 オキシダント (O ₃)	1時間値が0.06ppm 以下	猫実一般局 超過日数 (短期的評価)	26 日	19 日
		光化学スモッグ注意報 1時間値が0.12ppm 以上 かつ継続する場合に発令	発令日数※	日	3 日
微小粒子状 物質の 環境基準	微小粒子状 物質 (PM _{2.5})	年平均値 (上段) が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、日平均 値 (下段) が35μg/m ³ 以下	猫実一般局 (長期的評価)	9.9μg/m ³	8.3μg/m ³
				23.5μg/m ³	20.4μg/m ³

※ 光化学スモッグ注意報は、葛南地域 (市川市・船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・浦安市) において、オキシダント濃度が0.12ppm 以上になり、この状態が継続すると判断されるとき発令される。

項目		指標	令和5年度		令和4年度 【参考】
有害大気汚 染物質 の環境基準	ベンゼン	年平均値が 3μg/m ³ 以下	猫実一般局	0.75μg/m ³	0.89μg/m ³
	トリクロロ エチレン	年平均値が 200μg/m ³ 以下	猫実一般局	0.90μg/m ³	0.62gμg/m ³
	テトラクロロ エチレン	年平均値が 200μg/m ³ 以下	猫実一般局	0.13μg/m ³	0.082μg/m ³
	ジクロロ メタン	年平均値が 150μg/m ³ 以下	猫実一般局	1.4μg/m ³	1.4μg/m ³
ダイオキシン 類の環境基 準	ダイオキシン類	年平均値が 0.60pg-TEQ/m ³ 以下	浦安市役所 (郷土博物館)	0.015 pg-TEQ/m ³	0.013 pg-TEQ/m ³

項目	指標	令和5年度		令和4年度 【参考】
大気中アスベスト 濃度の環境目標値	大気1L中に含まれるアスベストの繊維が1本を下回ること※	当代島公民館	夏季：0.19本 冬季：0.056本	夏季：0.079本 冬季：0.056本
		日の出公民館	夏季：0.16本 冬季：0.056本未満	夏季：0.056本 冬季：0.070本
		今川記念会館	夏季：0.12本 冬季：0.056本	夏季：0.070本 冬季：0.056本

※ WHO（世界保健機関）による化学物質に関する評価書において、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクが検出できないほど低い」とされていることを踏まえ、大気1L中に含まれるアスベストの繊維が1本を下回ることを指標としている。

《グラフ・表データ》

＜非メタン炭化水素の測定経年変化＞

	R1	R2	R3	R4	R5
6時～9時における年平均値 (ppmC)	0.12	0.12	0.12	0.15	0.14

＜光化学スモッグ注意報・警報発令状況（葛南地域）＞

葛南地域※	R1	R2	R3	R4	R5
注意報（日）	4	1	3	4	4
警報（日）	0	0	0	0	0
重大緊急報（日）	0	0	0	0	0

＜微小粒子状物質（PM2.5）の測定結果（年間値）「猫実一般環境大気測定局」（令和5年度測定）＞

有効 測定日数	測定 時間	平均値	日平均値 の 最高値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数と その割合		1時間値の 最高値	日平均値の 98%値	98%値評価に よる日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数
(日)	(時間)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)
363	8,711	9.9	33.5	0	0.0	71	23.5	0

＜有害大気汚染物質（ベンゼン等）測定経年変化＞（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

項 目	R1	R2	R3	R4	R5
ベンゼン	1.17	1.03	0.70	0.89	0.75
トリクロロエチレン	0.75	0.79	0.47	0.62	0.90
テトラクロロエチレン	0.12	0.09	0.085	0.082	0.13
ジクロロメタン	1.68	1.4	1.1	1.4	1.4

<大気中のダイオキシン類の濃度測定結果（令和5年度測定）> (pg-TEQ/m³)

	浦安市役所
春 季（令和5年5月24日～5月31日）	0.010
夏 季（令和5年7月5日～7月12日）	0.011
秋 季（令和5年10月11日～18日）	0.019
冬 季（令和6年1月11日～18日）	0.022
年平均値	0.015

<酸性雨年平均値（年度推移）>

	R1	R2	R3	R4
pH 年平均値	—	5.0	5.3	5.0

- ※ 大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合の pH が 5.6 であるため、酸性雨の目安は pH5.6 以下
 ※ 令和2年度は6月から測定

●水質

項目			指標	令和5年度	令和4年度 【参考】
河川の 環境基準	旧江戸川 (河川B類型)	水素イオン濃度 指数 (pH)	6.5 以上 8.5 以下	7.7pH	7.6pH
		生物化学的酸素 要求量 (BOD)	3 mg/L 以下	2.3mg/L	1.3mg/L
		化学的酸素要求量 (COD)	5 mg/L 以下	4.9mg/L	4.2mg/L
		浮遊物質 量 (SS)	25mg/L 以下	9mg/L	12mg/L
		溶存酸素量 (DO)	5 mg/L 以上	8.4mg/L	8.7mg/L
		大腸菌群数	1,000CFU 以下 /100ml	109CFU /100ml	125CFU /100ml
		人の健康の保護に 関する環境基準 (27 項目)	各項目の 環境基準	全項目達成	全項目達成
市内 河川の 環境 目標値	猫実川 (河川E類型相当)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	10mg/L 以下	5.0mg/L	6.1mg/L
	堀江川 (河川E類型相当)		10mg/L 以下	4.9mg/L	5.5mg/L
	境川 (A地点) (河川C類型相当)		5mg/L 以下	4.3mg/L	5.3mg/L
	境川 (B地点) (河川C類型相当)		5mg/L 以下	3.4mg/L	5.0mg/L
	見明川 (河川C類型相当)		5mg/L 以下	3.8mg/L	4.2mg/L
海域の 環境基準	東京湾 (海域B類型・ 海域IV類型)	水素イオン濃度 指数 (pH)	7.8 以上 8.3 以下	8.2pH	8.1pH
		化学的酸素要求量 (COD)	3 mg/L 以下	4.5mg/L	3.7mg/L
		溶存酸素量 (DO)	5 mg/L 以上	7.4mg/L	7.6mg/L
		全窒素 (T-N)	1 mg/L 以下	0.73mg/L	0.65mg/L
		全りん (T-P)	0.09mg/L 以下	0.079mg/L	0.060mg/L
		人の健康の保護に 関する環境基準 (27 項目)	各項目の 環境基準	全項目達成	全項目達成

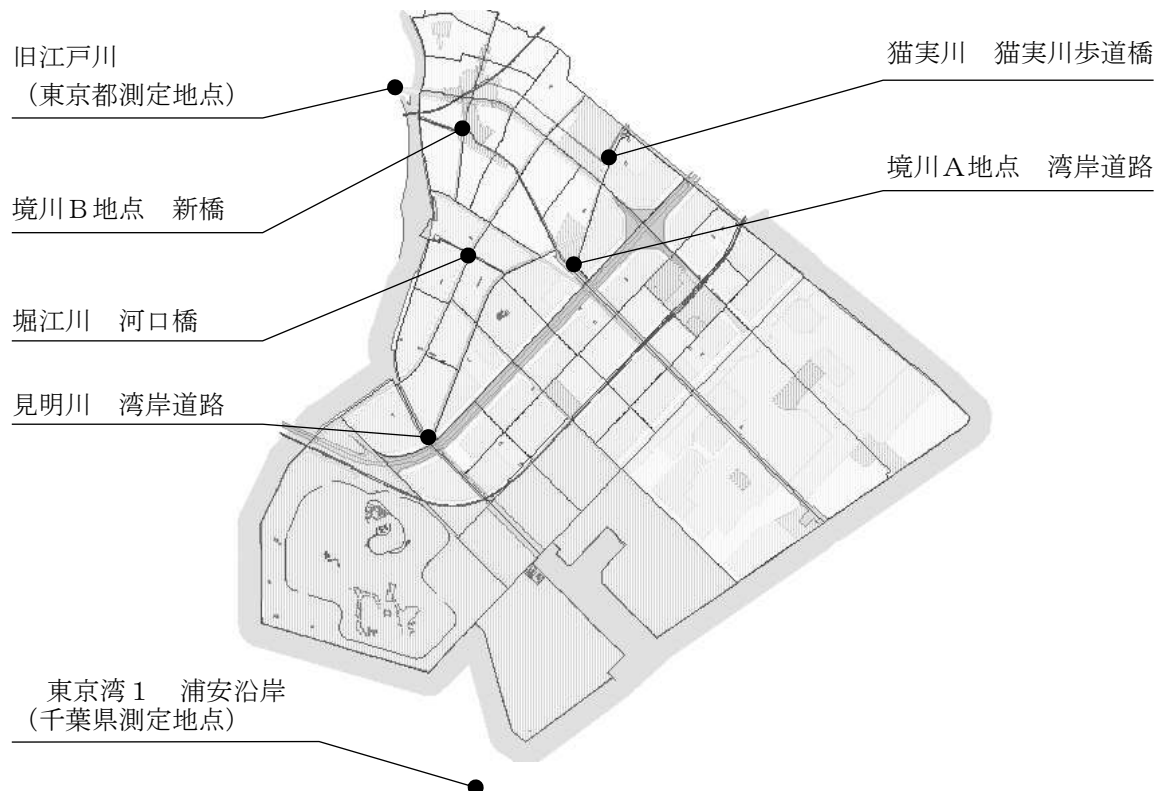
※ pH、SS、DO、は、年平均値で環境基準の達成状況を評価した。

※ 全窒素 (T-N)、全りん (T-P) は、表層の年平均値の平均値で環境基準の達成状況を評価した。

※ BODとCODは75%水質値により、環境基準と環境目標値の達成状況を評価した。

項目	指標	令和5年度	令和4年度 【参考】
河川の水の透視度	＜川のきれいさを継続的に把握するための項目＞	境川A地点 26.5 cm	境川A地点 30.0 cm
平均水温	＜水質や河川の生態系に影響を与える水温の変化を継続的に把握するための項目＞	境川A地点 20.4℃	境川A地点 21.3℃

＜水質調査地点＞



《グラフ・表データ》（河川）

＜旧江戸川BOD経年変化＞（単位：mg/L）

項目	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
75%値	1.9	1.7	2.0	1.3	2.3
年平均値	1.6	1.5	1.7	1.4	2.0

<市内河川（猫実川、堀江川、境川（A・B地点）、見明川）（単位：mg/L〔pH 以外〕）>

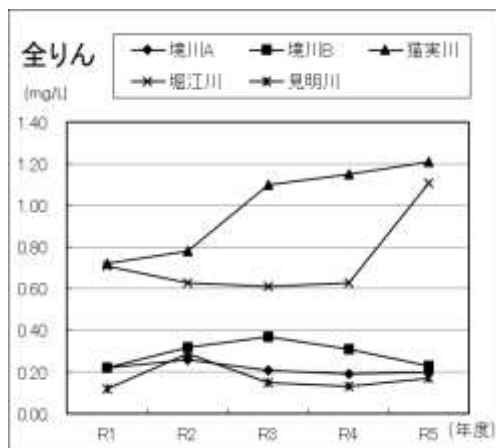
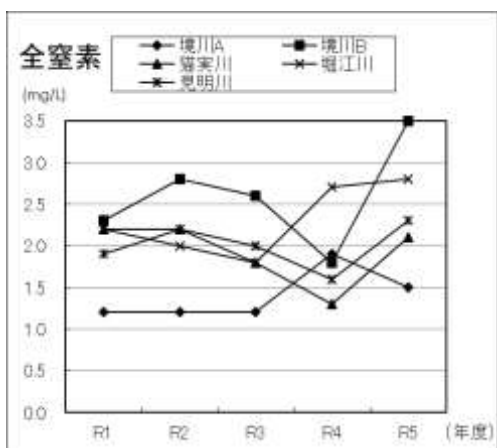
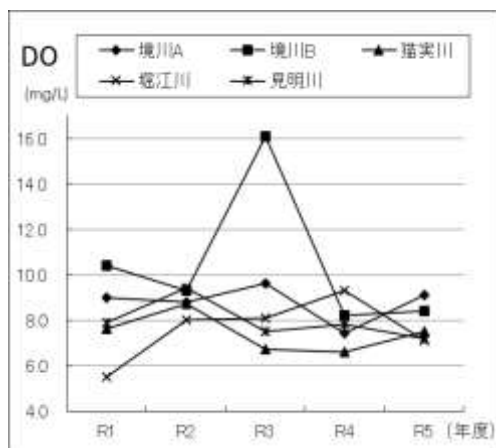
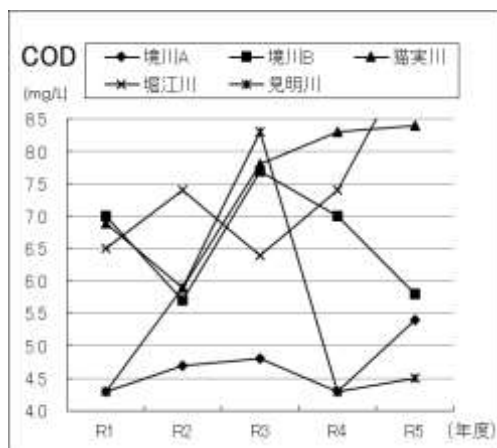
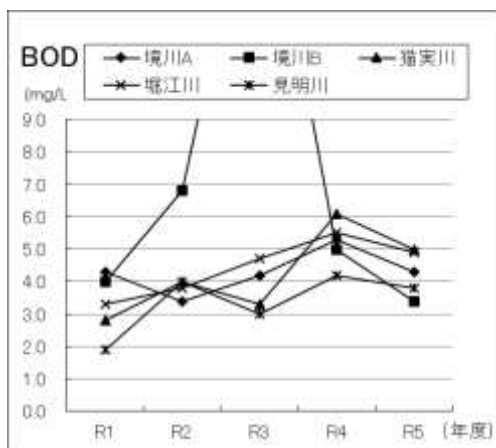
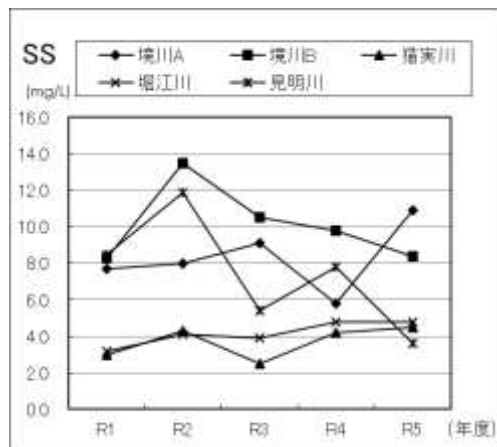
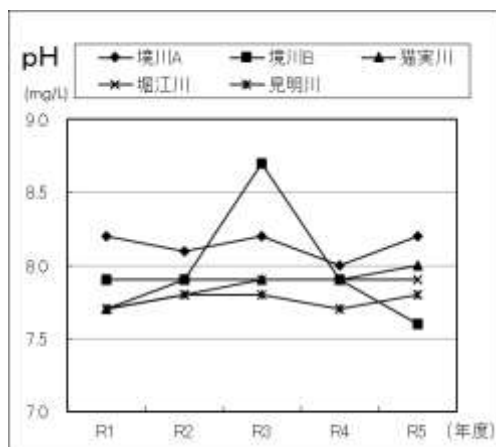
河川	項目	5月	8月	11月	2月	年平均値
境川 A 地点	pH	8.1	8.7	7.7	8.2	8.2
	SS	12.3	26.8	1.5	3.1	10.9
	BOD	4.3	8.2	0.7	2.6	4.0
						4.3(75%水質値)
	COD	5.6	9.2	2.6	4.0	5.4
	DO	8.8	10.7	6.0	10.8	9.1
	全窒素	1.6	1.3	1.5	1.4	1.5
境川 B 地点	全りん	0.22	0.29	0.18	0.12	0.20
	pH	7.6	7.6	7.3	7.7	7.6
	SS	9.4	14.0	3.2	6.8	8.4
	BOD	5.6	3.4	0.8	2.1	3.0
						3.4(75%水質値)
	COD	6.2	6.2	4.2	6.6	5.8
	DO	7.6	6.6	7.8	11.4	8.4
猫実川	全窒素	2.5	2.2	4.6	4.7	3.5
	全りん	0.29	0.20	0.20	0.21	0.23
	pH	8.2	8.3	7.6	7.9	8.0
	SS	5.5	7.9	1.5	3.1	4.5
	BOD	5.7	5.0	1.3	3.2	3.8
						5.0(75%水質値)
	COD	8.2	9.4	7.0	9.0	8.4
堀江川	DO	8.7	11.2	5.5	6.0	7.1
	全窒素	1.4	1.8	2.7	2.6	2.1
	全りん	1.29	0.69	1.08	1.77	1.21
	pH	7.9	8.0	7.8	7.8	7.9
	SS	9.5	6.3	1.5	1.7	4.8
	BOD	4.9	6.4	3.1	3.7	4.5
						5.0(75%水質値)
見明川	COD	8.4	11.0	9.4	9.6	9.6
	DO	9.6	7.3	5.5	6.0	7.1
	全窒素	1.6	2.8	3.3	3.5	2.8
	全りん	0.65	1.47	1.21	1.11	1.11
	pH	7.8	7.8	7.6	7.9	7.8
	SS	2.9	5.4	4.0	2.2	3.6
	BOD	3.8	4.3	1.0	1.3	2.6
						3.8(75%水質値)
	COD	4.6	5.6	4.0	3.8	4.5
	DO	7.4	5.5	7.4	8.5	7.2
	全窒素	1.9	2.0	3.1	2.2	2.3
	全りん	0.14	0.19	0.16	0.17	0.17

※BODの環境目標値は、猫実川、堀江川：10 mg/L 以下。境川、見明川：5 mg/L 以下。

※河川におけるBODの環境基準や環境目標値の達成状況は75%水質値で評価する。

※BODの経年変化は一般的には年平均値で概況をみる。

<河川等水質調査結果（経年変化・グラフ）>



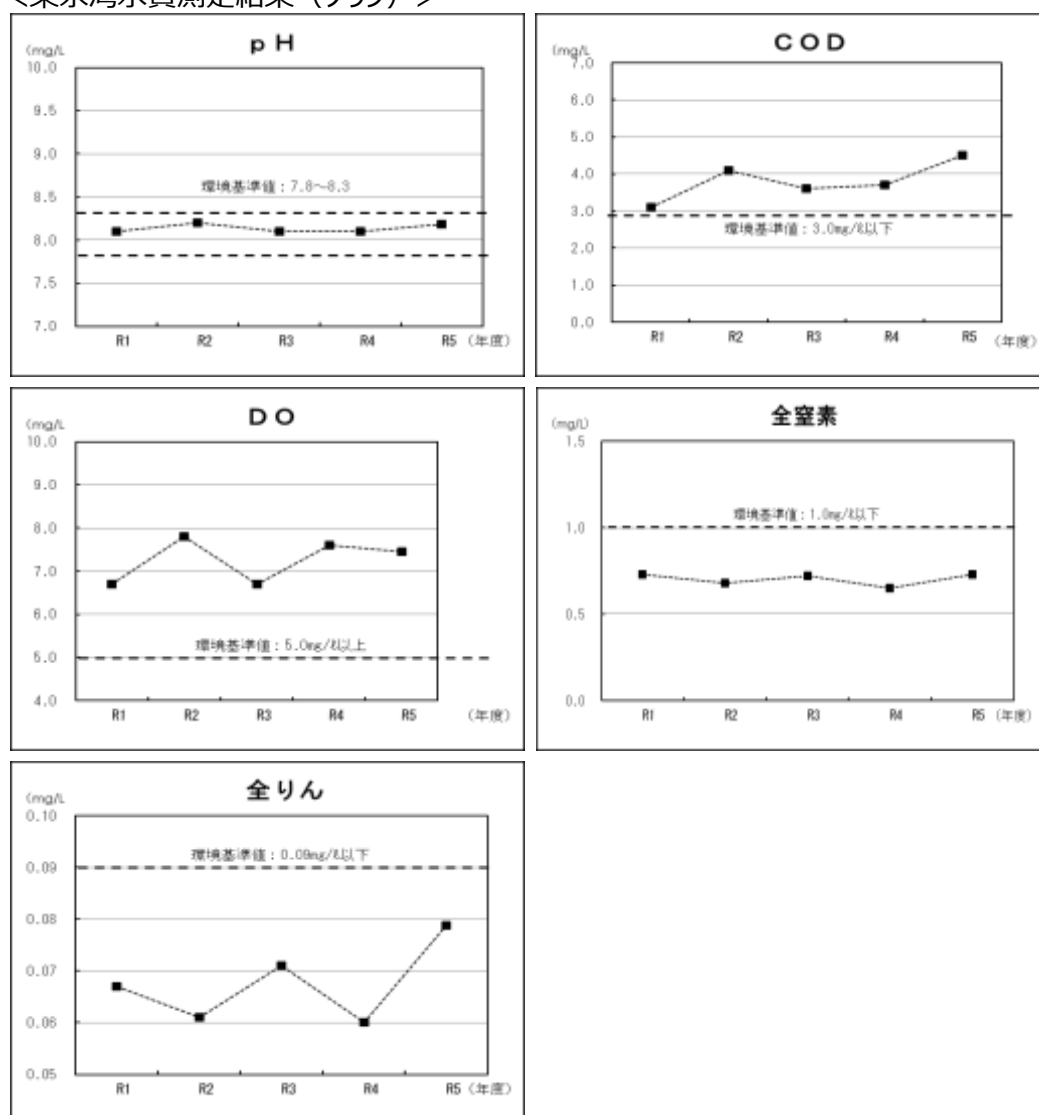
(海域)

<東京湾水質測定結果（経年変化）>

(単位：mg/L〔pH 以外〕)

項目	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
p H	8.1	8.2	8.1	8.1	8.2
C O D	3.1 (75%水質値)	4.1 (75%水質値)	3.6 (75%水質値)	3.7 (75%水質値)	4.5 (75%水質値)
D O	6.7	7.8	6.7	7.6	7.4
全窒素	0.73	0.68	0.72	0.65	0.73
全りん	0.067	0.061	0.071	0.060	0.079

<東京湾水質測定結果（グラフ）>



(下水道)

項目	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
生活排水処理率	97.6%	97.8%	97.9%	98.0%	98.1%
下水道人口普及率	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%
下水道整備率	93.3%	93.3%	93.4%	93.4%	93.4%
水洗化率	97.7%	97.8%	97.8%	98.0%	98.1%

●騒音・振動・その他

《グラフ・表データ》

<自動車騒音要請限度調査測定地点・面的調査評価区間>



<自動車騒音・道路交通振動要請限度調査結果（令和5年度測定）>

No	地点	自動車騒音(dB)				道路交通振動(dB)			
		昼(6～22時)		夜(22～6時)		昼(8～19時)		夜(19～8時)	
		平均値	環境基準 要請限度	平均値	環境基準 要請限度	平均値	要請 限度	平均値	要請 限度
1	当代島三丁目 (市川浦安線)	70	70 75	65	65 70	33	65	26	60
2	北栄三丁目 (浦安停車場線)	68	70 75	65	65 70	43	65	38	60
3	富岡四丁目 (一般国道357号線西行き)	67	70 75	67	65 70	49	65	45	60
4	東野三丁目 (一般国道357号線東行き)	59	70 75	57	65 70	45	65	42	60
5	弁天二丁目 (市道幹線5号)	68	70 75	67	65 70	47	65	43	60
6	弁天二丁目 (西浦安停車場線)	67	70 75	62	65 70	45	65	40	60
7	舞浜二丁目 (市道幹線6号)	67	70 75	63	65 70	46	65	43	60
8	舞浜三丁目 (市道幹線6号)	55	70 75	52	65 70	45	65	42	60

※測定期間 令和6年1月22日(月)・23日(火)・25日(木)の3日間/1月22日(月)・24日(水)・25日(木)の3日間/1月29日(月)・30日(火)・31日(水)の3日間

<自動車騒音の常時監視に係る面的調査の結果（令和5年度測定）>

No	路線名	区間延長(km)	総家屋数	基準値内戸数	達成率(%)
i	一般国道357号線	1.6	977	392	40.1%
ii	一般県道浦安停車場線	0.6	381	381	100%
iii	市道幹線2号	0.4	0	0	0
iv	市道幹線6号	0.5	53	53	100%
v	市道幹線9号	1.0	763	763	100%
vi	一般県道西浦安停車場線	1.8	478	478	100%
6区間合計		5.9	2,652	2,067	77.9%

※測定期間 令和6年2月8日(12時)～9日(12時)

<羽田空港航空機騒音測定結果>

月（測定日数）	単発騒音発生回数					航空機騒音	
	N1 (0～7時)	N2 (7～19時)	N3 (19～22時)	N4 (22～24時)	計	Lden(dB) ^{※1}	WECPNL
4月（30日）	114	589	449	105	1,257	46.5	57.6
5月（31日）	118	784	429	112	1,443	46.2	57.7
6月（30日）	122	902	363	122	1,509	47.4	59.2
7月（31日）	54	421	138	55	668	43.0	54.6
8月（31日）	103	779	290	178	1,350	47.1	59.0
9月（29日）	102	714	281	83	1,180	45.4	56.9
10月（31日）	20	168	49	10	247	38.5	50.9
11月（30日）	19	216	101	16	352	40.8	52.4
12月（31日）	67	635	443	57	1,202	44.1	54.2
1月（31日）	89	694	511	59	1,353	44.1	55.3
2月（28日）	85	874	590	81	1,630	46.7	56.5
3月（31日）	85	848	610	98	1,641	46.3	57.6
合計	978	7,624	4,254	976	13,832		
月平均	81.5	635.3	354.5	81.3	1,152.7	45.3	56.6
日平均	2.7	20.9	11.7	2.7	37.9		

※騒音影響の基準として、平成 25 年度からの航空機騒音に係る環境基準として採用されている Lden（時間帯補正等価騒音レベル）及び、参考として、平成 24 年度まで航空機騒音の環境基準として使用していた WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）も記載している。

<地盤沈下測定結果>

標石番号	地 点	標高 (m) (R 5年1月現在)	変動量 (mm)				
			H31 年1月	R2 年1月	R3 年1月	R4 年1月	R5 年1月
9838	旧浦安町役場前	0.4729	1.7	△1.9	7.3	6.5	-3.0
90	中央公民館	0.3277	—	△1.9	7.1	6.5	-2.1
U-1	海楽西児童公園	2.7083	1.2	△1.1	3.6	9.9	-4.3
U-2	東小学校	-0.3184	0.9	△1.5	2.9	9.4	-5.0
U-3A	富士見 5 丁目 26 堤防突端	2.3691	1.6	△3.6	4.0	5.6	-4.3
U-5	江川児童公園	0.6084	1.4	△2.5	6.2	7.0	-2.3
U-6	堀江 4 丁目 8 緑地内	0.3389	1.9	△2.2	7.3	6.6	-2.3
U-7	善福寺	0.2047	1.6	△1.2	5.2	8.3	-4.4
U-8	中央公園	1.8595	△0.9	△3.9	2.8	7.8	-5.4
U-9	鉄鋼通り 3 丁目緑地内	1.3776	△5.1	△6.7	1.1	3.3	-9.4
U-10	鉄鋼通り 2 丁目緑地内	1.9933	△5.3	△6.7	△1.3	5.5	-9.9
U-11	今川 3 丁目 14 緑地内	1.7654	△5.1	△6.5	0.2	3.8	-8.6
U-13	入船 3 丁目 34 緑地内	2.1328	△8.0	△8.6	△0.5	3.6	-11.2
U-14	美浜東第一児童公園	2.1592	△0.7	△1.4	5.2	7.1	-6.0
U-16	舞浜 1 丁目 2	3.2770	△1.8	△0.4	4.7	7.0	-6.1
U-17	千鳥 9	1.6589	△4.5	△5.9	0.6	4.1	-10.6
U-18	港 75	2.5505	△1.1	△1.5	2.2	9.3	-6.9
U-19	千葉県立浦安南高等学校	3.6150	△8.3	△8.1	△1.9	4.8	-10.8
U-20	高洲中央ポンプ場	3.0773	△0.9	△3.4	4.8	8.3	-7.0
U-22	日の出小学校	3.4626	△1.0	△1.3	4.5	9.3	-6.5

※各地点の変動量は、前年度の標高測定値と比較した数値である。

(例：旧浦安町役場前令和5年1月現在変動量「-3.0mm」＝令和5年1月時点標高「472.9mm」－令和4年1月時点標高「475.9mm」)

資料編

1 環境審議会

■浦安市環境審議会委員

令和6年8月現在

区分	役 職	氏 名	任 期
市 民	委 員	小神 早苗	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委 員	亀井 克一	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委 員	後藤 敦子	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委 員	島野 圭司	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委 員	畑山 文恵	令和6年8月1日～令和8年7月31日
学識経験者	会 長	奥 真美	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委 員	志々目 友博	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委 員	中川 直子	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	副会長	浜島 裕美	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委 員	宮川 正孝	令和6年8月1日～令和8年7月31日
事業者	委 員	植木 克弥	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委 員	碓井 達郎	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委 員	菊間 紀	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委 員	櫻井 俊夫	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委 員	弦本 直昭	令和6年8月1日～令和8年7月31日

■浦安市環境審議会規則

平成 15 年 12 月 26 日 規則第 55 号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市環境基本条例(平成15年条例第31号)第29条第6項の規定により、浦安市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ互選により選出された委員が会長の職務を代理する。

(平26規則4・一部改正)

(会議)

第3条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(参考意見の聴取等)

第4条 審議会において、必要があると認めたときは、市職員その他関係者の出席を求め、参考意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(平19規則23・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第23号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月10日規則第4号)

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第21号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 浦安市環境基本条例

平成 15 年 10 月 1 日 条例第 31 号
改正 平成 25 年 3 月 29 日 条例第 16 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策

第 1 節 施策の策定等に係る基本方針(第 8 条)

第 2 節 施策の策定等に当たっての措置(第 9 条)

第 3 節 環境基本計画等(第 10 条・第 11 条)

第 4 節 環境の保全に関する施策等(第 12 条—第 25 条)

第 3 章 地球環境の保全に関する施策(第 26 条)

第 4 章 浦安市環境審議会(第 27 条—第 29 条)

附則

浦安は、三方を海と川に囲まれ、長年にわたり、恵まれた自然の下で漁業を中心として栄え、独自の生活や地域文化を培ってきた。しかし、その後の海面の埋立てや交通機関の整備などにより、まちは大きく変ぼうし、他に例をみないほどの発展を遂げている。

私たちはこれまで、製紙工場による悪水放流事件における抗議行動など、浦安の良好な環境を守るため力を合わせてきた。

しかし一方では、今日、自らを省みると、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて、資源やエネルギーを大量に消費する生活を続けている。このような私たちの生活は、身近な自然の減少や大気汚染、水質汚濁等の公害の拡大、廃棄物の増加などによる環境問題を発生させ、さらには人類の存在基盤である地球自体の環境を脅かすに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境の恵沢を享受できるようにするとともに、人類の存在基盤である環境を将来に引き継ぐ責務を有していることを深く自覚しなければならない。さらには、先人たちの知恵や経験を受け継ぎながら、すべての者がそれぞれの責務を積極的に果たし、自ら参加し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を協働して形成しなければならない。

このような認識の下、私たちは、英知と総力を結集して、人と自然とが共生する水と緑で囲まれた快適な環境都市としての浦安を創り上げ、その環境の保全を推進することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全(良好な自然環境が回復する条件の創出及び良好な生活環境の創出を含む。以下同じ。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影

響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(4) 滞在者等 市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を確保するとともにこれが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての者が、それぞれの立場に応じた役割分担の下に、環境への負荷をできる限り低減すること及び持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

3 環境の保全は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然とが共生していくことを旨とし、海と川に接した特性を生かして自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。

4 環境の保全は、地域における日常生活や事業活動が地球全体の環境と深くかかわっていることを認識して、地球環境の保全に資するように行われなければならない。

5 環境の保全は、すべての者が、それぞれの責務を自覚し、協働して行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

3 市は、環境の保全のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

- 3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

- 第 7 条 滞在者等は、基本理念にのっとり、その滞在又は通過に伴う環境への負荷を低減し、及び市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策

第 1 節 施策の策定等に係る基本方針

(施策の基本方針)

- 第 8 条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
 - (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、本市の多様な自然環境が体系的に保全されること。
 - (3) 市民と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
 - (4) 潤いと安らぎのある都市空間の形成、人にやさしい施設の整備、歴史的文化的資源の保全及び活用がされること。
 - (5) 環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用、廃棄物の減量等が図られること。
 - (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する取組がされること。

第 2 節 施策の策定等に当たっての措置

- 第 9 条 市は、すべての施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 3 節 環境基本計画等

(環境基本計画の策定)

- 第 10 条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な

計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及びこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、浦安市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

- 第 11 条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第 4 節 環境の保全に関する施策等

(環境基本計画との整合)

- 第 12 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

- 第 13 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、事前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制等)

- 第 14 条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。
- 2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために、必要な規制、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境保全協定)

- 第 15 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業者と環境の保全に関する必要な協定を締結するよう努めるものとする。

(経済的措置)

- 第 16 条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する活動を促進するため、必要かつ適正な助成その他の経済的措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この

項において「負荷活動」という。)を行う者を自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的としてその者に対して適正な経済的負担を求める措置についての調査及び研究を行い、その措置が特に必要であるときは、市民等の理解の下に、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第 17 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進等)

第 18 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第 19 条 市は、環境の保全について、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、市民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動を促進するための措置)

第 20 条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 21 条 市は、第 19 条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 22 条 市は、環境の保全に関する施策の策定に当たっては、市民等の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第 23 条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 24 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 25 条 市は、環境の保全に関する施策の総合的な調整及び計画的な推進を図るために必要な体制の整備に努めるものとする。

第 3 章 地球環境の保全に関する施策

(地球環境の保全に資する施策)

第 26 条 市は、市民等と連携して地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 浦安市環境審議会

(設置)

第 27 条 本市に、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定により、浦安市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 28 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 第 10 条第 4 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定による環境基本計画に関する事項

(2) 環境の保全に関する基本的事項及び重要事項

2 審議会は、前項の規定により調査審議するほか、環境の保全に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 29 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 学識経験者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(浦安市環境審議会条例の廃止)

2 浦安市環境審議会条例(昭和 47 年条例第 11 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の浦安市環境審議会条例(以下この項において「旧審議会条例」という。)第 3 条第 1 項の規定により委嘱された浦安市環境審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第 29 条第 2 項の規定

により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会条例第 3 条 第 1 項の規定により委嘱された旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 4 この条例の施行前に旧審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手続とみなす。

(審議会の委員の任期の特例)

- 5 平成 25 年度において委嘱される審議会の委員の任期は、第 29 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 26 年 7 月 31 日までとする。

(平 25 条例 16・一部改正)

附則(平成 25 年 3 月 29 日条例第 16 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する

3 浦安市環境保全条例

平成 20 年 12 月 25 日 条例第 36 号
改正 令和 3 年 3 月 12 日 条例第 8 号

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 環境の保全に関する施策(第 4 条—第 9 条)
- 第 3 章 公害の防止
 - 第 1 節 ばい煙等に関する規制等(第 10 条—第 23 条)
 - 第 2 節 騒音又は振動に関する規制等
 - 第 1 款 騒音等特定施設及び特定作業(第 24 条—第 35 条)
 - 第 2 款 特定建設作業(第 36 条—第 38 条)
 - 第 3 款 拡声機の使用及び夜間の飲食店営業等(第 39 条—第 43 条)
 - 第 3 節 自動車の排出ガス等に関する規制等(第 44 条—第 46 条)
 - 第 4 節 地盤の沈下等に関する規制(第 47 条—第 57 条)
- 第 4 章 良好な生活環境の保持等(第 58 条—第 62 条)
- 第 5 章 地球環境の保全(第 63 条—第 66 条)
- 第 6 章 雑則(第 67 条—第 70 条)
- 第 7 章 罰則(第 71 条—第 74 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

- 第 1 条 この条例は、浦安市環境基本条例(平成 15 年条例第 31 号)の本旨にのっとり、環境の保全に関し市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講ずることにより、環境の保全を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 浦安市環境基本条例第 2 条第 1 号に規定する環境への負荷をいう。
- (2) 地球環境の保全 浦安市環境基本条例第 2 条第 2 号に規定する地球環境の保全をいう。
- (3) 公害 浦安市環境基本条例第 2 条第 3 号に規定する公害をいう。
- (4) 滞在者等 浦安市環境基本条例第 2 条第 4 号に規定する滞在者等をいう。

- 2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、浦安市環境基本条例の例による。

(責務)

- 第 3 条 市、事業者、市民及び滞在者等は、浦安市環境基本条例第 3 条に定める環境の保全に関する基本理念にのっとり、環境の保全が図られるように、それぞれの立場において、同条例第 4 条から第 7 条までに規定する責務を果たさなければならない。

第 2 章 環境の保全に関する施策

(大気のための施策)

- 第 4 条 市は、自然エネルギー(太陽光、太陽熱、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。))を利用して得ることのできるエネルギーその他環境の保全上の支障を生じさせないエネルギーをいう。以下同じ。))の活用及びエネルギーの使用の合理化(一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために徹底的な効率の向上を図ることをいう。以下同じ。))に関する知識の普及及び啓発その他の大気保全に係る施策を実施するものとする。

(公共用水域の水質の保全のための施策)

- 第 5 条 市は、生活排水(水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条第 9 項に規定する生活排水をいう。以下同じ。))その他の排水による公共用水域(同条第 1 項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。))の水質の汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発その他の公共用水域の水質の保全に係る施策を実施するものとする。

(地盤の沈下等の防止のための施策)

- 第 6 条 市は、地盤の沈下、地下水位の著しい低下、土壌の汚染及び地下水の汚染の防止に関する知識の普及及び啓発その他の地盤の沈下、地下水位の著しい低下、土壌の汚染及び地下水の汚染の防止に係る施策を実施するものとする。

(騒音等の防止のための施策)

- 第 7 条 市は、騒音、振動及び悪臭の防止に関する知識の普及及び啓発その他の騒音、振動及び悪臭の防止に係る施策を実施するものとする。

(航空機騒音の調査及び公表)

- 第 8 条 市長は、航空機の騒音の防止に資するため、必要に応じ航空機の騒音の状況を調査し、その結果を公表するものとする。

(自動車の使用に伴う公害の防止のための施策)

- 第 9 条 市は、環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、自動車の使用の合理化の促進、道路環境の改善並びにこれらに関する知識の普及及び啓発その他の自動車の使用に伴う公害の防止に係る施策を実施するものとする。

第 3 章 公害の防止

第 1 節 ばい煙等に関する規制等

(定義)

- 第 10 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ばい煙 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 2 条第 1 項に規定するばい煙をいう。
- (2) 粉じん 大気汚染防止法第 2 条第 7 項に規定する粉じんをいう。
- (3) ばい煙特定施設 工場又は事業場(以下「工場等」という。)に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出

するもののうち、当該施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。
(4) 規制基準 ばい煙特定施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙の量の許容限度をいう。

(規制基準)

第 11 条 市長は、規制基準を規則で定めるものとする。
2 市長は、規制基準を定めようとするときは、浦安市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第 12 条 ばい煙特定施設を設置している者は、当該ばい煙特定施設に係る規制基準を遵守しなければならない。

(ばい煙特定施設の設置の届出)

第 13 条 ばい煙特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 工場等の名称及び所在地
 - (3) ばい煙特定施設の種類
 - (4) ばい煙特定施設の構造
 - (5) ばい煙特定施設の使用の方法
 - (6) ばい煙の処理の方法
 - (7) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、当該ばい煙特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第 14 条 一の施設がばい煙特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設がばい煙特定施設となった日の翌日から起算して 30 日以内に、規則で定めるところにより、前条第 1 項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(ばい煙特定施設の変更等の届出)

第 15 条 第 13 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 13 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
2 第 13 条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第 16 条 市長は、第 13 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙特定施設において発生するばい煙の量が規制基準に適合しないことによりそのばい煙特定施設の設置に係る工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出があった日の翌日から起算して 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、ばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法又はばい煙の処理の方法に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第 17 条 第 13 条第 1 項に規定するばい煙特定施設を設置しようとする者又は第 15 条第 1 項の規定により届け出なければならない事項の変更をしようとする者は、当該事項に係る届出をした日の翌日から起算して 60 日を経過した日以後でなければ、それぞれの届出に係るばい煙特定施設を設置し、又はばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を変更してはならない。
2 市長は、第 13 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定による届出に係る工場等の周辺の生活環境が損なわれないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第 18 条 第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 13 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係るばい煙特定施設の使用を廃止したときは、その変更の日又は廃止の日の翌日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第 19 条 第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定による届出をした者から、その届出に係るばい煙特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
2 第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係るばい煙特定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
3 前 2 項の規定により、第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第 20 条 市長は、ばい煙特定施設において発生するばい煙が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該ばい煙特定施設を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、ばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を改善し、又はばい煙特定施設の使用の一時停止をすべきことを勧告することができる。
2 市長は、第 16 条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないでばい煙特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
3 前 2 項の規定は、第 14 条第 1 項の規定による届出をした者の当該届出に係るばい煙特定施設については、同項に規定するばい煙特定施設となった日の翌日から起算して 1 年間は、適用しない。ただし、その者が第 15 条第 1 項の規定による届出をした場合において当該届出があった日の翌日から起算して 60 日を経過したときは、この限りでない。

(事故時の措置等)

第 21 条 ばい煙特定施設を設置している者は、ばい煙特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に排出されたことにより当該工場等の周辺の生活環境が損なわれるおそれがあるときは、直ちに、その事故についての応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

2 前項の場合においては、ばい煙特定施設を設置している者は、直ちに、その事故の状況を市長に通報しなければならない。

3 市長は、第 1 項の事故に係るばい煙特定施設を設置している者が同項の応急の措置を講じていないと認めるときは、当該者に対し、期限を定めて、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(ばい煙の量の測定等)

第 22 条 ばい煙特定施設を設置している者は、当該ばい煙特定施設の排出口から大気中に排出されるばい煙の量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(粉じんの飛散の防止)

第 23 条 建築物の所有者又は占有者は、市民の健康に係る被害を防止するため、粉じんのうち規則で定めるものの飛散の防止のための措置を講じなければならない。

第 2 節 騒音又は振動に関する規制等

第 1 款 騒音等特定施設及び特定作業

(定義)

第 24 条 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 騒音等特定施設 工場等に設置される施設のうち、著しい騒音又は振動（以下「騒音等」という。）を発生させる施設であって規則で定めるものをいう。

(2) 特定作業 著しい騒音等を発生する作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるものをいう。

(3) 規制基準 騒音等特定施設を設置する工場等又は特定作業を行う工場等（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音等の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

(規制基準)

第 25 条 市長は、規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は、規制基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第 26 条 特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(騒音等特定施設の設置の届出)

第 27 条 工場等（騒音等特定施設が設置されていないものに限る。）に騒音等特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

(2) 工場等の名称及び所在地

(3) 騒音等特定施設の種類及び能力ごとの数

(4) 騒音等の防止の方法

(5) 騒音等特定施設の使用の方法

(6) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該騒音等特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(特定作業の実施の届出)

第 28 条 工場等（特定作業を行っていないものに限る。）において特定作業を行おうとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

(2) 特定作業を行う場所

(3) 特定作業を行う期間及び時間

(4) 特定作業で使用する施設及びその能力ごとの数

(5) 騒音等の防止の方法

(6) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該特定作業に使用される施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第 29 条 一の施設が騒音等特定施設となった際現に工場等（その施設以外の騒音等特定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）又は一の作業が特定作業となった際現に工場等（その作業以外の特定作業が行われていないものに限る。）においてその作業を行っている者（その作業の目的に係る施設の設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が騒音等特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日の翌日から起算して 30 日以内に、規則で定めるところにより、それぞれ第 27 条第 1 項各号又は前条第 1 項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 第 27 条第 2 項の規定は前項の規定による騒音等特定施設に係る届出について、前条第 2 項の規定は前項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(騒音等特定施設等の変更等の届出)

第 30 条 第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 27 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 28 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 5 号若しくは第 28 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は第 27 条第 1 項第 4 号若しくは第 28 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音等の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している騒音等特定施設以外の施設が騒音等特定施設となったとき、又は当該特定工場等で行っている特定作業以外の作業が特定作業となったときは、当該騒音等特定施設以外の施設が騒音等特定施設となった日又は当該特定作業以外の作業が特定作業となった日の翌日から

起算して 30 日以内に、規則で定めるところにより、それぞれ第 27 条第 1 項各号又は第 28 条第 1 項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- 3 第 27 条第 2 項の規定は前 2 項の規定による騒音等特定施設に係る届出について、第 28 条第 2 項の規定は前 2 項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(計画変更勧告)

第 31 条 市長は、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出があった日の翌日から起算して 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法、騒音等特定施設の使用の方法若しくは配置又は特定作業の作業時間に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第 32 条 第 27 条第 1 項に規定する騒音等特定施設を設置しようとする者、第 28 条第 1 項に規定する特定作業を行おうとする者又は第 30 条第 1 項の規定により届け出なければならない事項の変更しようとする者は、当該事項に係る届出をした日の翌日から起算して 30 日を経過した日以後でなければ、それぞれの届出に係る騒音等特定施設を設置し、特定作業を開始し、又は同項の規定により届け出なければならない事項を変更してはならない。

- 2 市長は、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による届出に係る特定工場等の周辺の生活環境が損なわれないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第 33 条 第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 27 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 28 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設のすべての使用を廃止したとき、若しくは特定工場等で行う特定作業のすべてを行わなくなったときは、その変更の日又は廃止の日若しくは行わなくなった日の翌日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第 34 条 第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設又は特定工場等で行う特定作業に使用される施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該騒音等特定施設又は当該特定作業に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設又は特定工場等で行う特定作業に使用される施設のすべてを承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法

人又は分割により当該騒音等特定施設若しくは当該特定作業に使用される施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 3 前 2 項の規定により、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第 35 条 市長は、特定工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は騒音等特定施設の使用の方法若しくは配置若しくは特定作業の作業時間の変更をすべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、第 31 条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音等特定施設を設置し、若しくは特定作業を行っているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 3 前 2 項の規定は、第 29 条第 1 項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する騒音等特定施設となった日又は特定作業となった日の翌日から起算して 1 年間は、適用しない。ただし、その者が第 30 条第 1 項の規定による届出をした場合において当該届出があった日の翌日から起算して 30 日を経過したときは、この限りでない。

第 2 款 特定建設作業

(定義)

第 36 条 この款において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音等を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

(特定建設作業の実施の届出)

第 37 条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の 7 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業を行う場所及び期間
- (4) 騒音等の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項
- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 3 前 2 項の規定による届出には、当該特定建設作業を行う場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第 38 条 市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音等が規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設

作業を行う場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 3 市長は、第 1 項の規則で定める基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第 3 款 拡声機の使用及び夜間の飲食店営業等

(拡声機の使用の規制)

第 39 条 拡声機を使用する者は、区域ごとの音量、使用禁止時間その他の事項について規則で定める基準（以下この款において「使用基準」という。）を遵守しなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる放送については、適用しない。
 - (1) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動を行うためにする拡声機の使用
 - (2) 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用
 - (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学校、専修学校若しくは各種学校又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める児童福祉施設の行事を行うためにする拡声機の使用
 - (4) 公共輸送機関の業務のうち旅客等の安全な輸送を行うためにする拡声機の使用
 - (5) 災害、事故等における警戒活動若しくは救助活動又は防犯活動を行うためにする拡声機の使用
 - (6) 電気、ガス、水道又は電気通信の事業に関する緊急の広報活動を行うためにする拡声機の使用
 - (7) 祭礼、運動会等地域の慣習としての行事を行うためにする拡声機の使用
- 3 市長は、使用基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(警告及び命令)

第 40 条 市長は、前条第 1 項の規定に違反して拡声機が使用されたことによりその周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(飲食店営業等に係る騒音の規制等)

第 41 条 飲食店営業その他の規則で定める営業（以下「飲食店営業等」という。）を行う者は、飲食店営業等に係る夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。以下同じ。）における騒音（音響機器音、楽器音その他客の出入りに伴う騒音を含む。次条において同じ。）の発生については、規則で定める基準を遵守しなければならない。

- 2 市長は、前項の規則で定める基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(改善勧告及び改善命令)

第 42 条 市長は、飲食店営業等に係る夜間における騒音が前条第 1 項の規則で定める基準に適合しないことにより当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、当該騒音の防止の方法の改善、当該営業の時間の制限その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで飲食店営業等を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(飲食店営業等に係る利用者の責務)

第 43 条 夜間において、飲食店営業等を行う場所を利用する者は、みだりに、付近の静穏を害する行為をしてはならない。

第 3 節 自動車の排出ガス等に関する規制等

(自動車の運転者等の義務等)

第 44 条 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車（同条第 3 項に規定する原動機付自転車を含む。以下同じ。）を運転する者は、アイドリング・ストップ（自動車を駐車し、又は停車するときに、当該自動車の原動機を停止することをいう。以下同じ。）等を行うことにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努めなければならない。

- 2 規則で定める規模以上の駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場を利用する者が駐車時にアイドリング・ストップをするよう周知しなければならない。
- 3 自動車を使用し、又は所有する者（以下「使用者等」という。）は、自動車の必要な整備をすることにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努めなければならない。
- 4 市長は、前 3 項に規定する者に対し、それぞれ当該各項の規定を遵守して当該各項に規定する行為を実施するために必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(自動車の使用抑制)

第 45 条 事業を営む使用者等は、合理的な運行管理、共同輸配送（事業者が共同して荷物等の輸送又は配送を行うことをいう。）の採用その他の輸送効率の向上等により、当該事業の用に供する自動車の走行量を抑制するよう努めなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、使用者等は、日常生活その他の活動において公共交通機関の利用等により、自動車の使用を抑制するよう努めなければならない。

(低公害車等の購入等)

第 46 条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車（窒素酸化物、粒子状物質等の排出がないか、又はその量が相当程度少ない自動車で規則で定めるものをいう。）又は排出ガスの発生量がより少ない自動車を購入し、又は優先して使用するよう努めなければならない。

第 4 節 地盤の沈下等に関する規制

(揚水施設の構造基準及び採取量の制限等)

第 47 条 何人も、市内において、地下水の利用を目的として、動力を用いて地下水を採取するための施設（以下

- 「揚水施設」という。)を用いて地下水を採取しようとするときは、当該揚水施設の揚水機の吐出口の断面積(揚水機が複数あるときは、すべての揚水機の吐出口の断面積の合計。以下同じ。)の上限を21平方センチメートルとし、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える場合はストレーナーの位置を、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以下の場合は揚水機の出力を規則で定める基準に適合させなければならない。
- 2 市内において、地下水の利用を目的として、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以下の揚水施設を用いて地下水を採取する者は、規則で定める採取量を超えて地下水を採取してはならない。
- 3 次に掲げる揚水施設については、前2項の規定は、適用しない。
- (1) 温泉法(昭和23年法律第125号)第11条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
- (2) 工業用水法(昭和31年法律第146号)第3条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
- (3) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号)第4条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
- (4) 千葉県環境保全条例(平成7年千葉県条例第3号)第39条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
- (5) 非常災害用等公益上必要と市長が認める揚水施設
- (6) 特定の作業その他臨時的な用に供する揚水施設であって、市長が必要と認めるもの
- 4 市長は、第1項の規則で定める基準又は第2項の規則で定める採取量(以下「構造基準等」という。)を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(揚水施設の設置の届出)

- 第48条 市内において、揚水施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- (2) 揚水施設の設置の場所
- (3) 揚水機の出力及び揚水能力
- (4) 1日当たりの最大採取量及び月平均採取量
- (5) ストレーナーの位置及び吐出口の断面積
- (6) 地下水の用途
- (7) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、当該揚水施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

- 第49条 構造基準等が変更された際に前条第1項の規定による届出がされている揚水施設であって、変更後の構造基準等に適合しないこととなるものがあるときは、市長が告示で指定する日から起算して1年を経過する日までの間に限り、当該揚水施設は、構造基準等に適合したものとみなす。

(揚水施設の変更の届出)

- 第50条 第48条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更勧告)

- 第51条 市長は、第48条第1項又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る揚水施設が構造基準等に適合しないときは、その届出があった日の翌日から起算して30日以内に限り、その届出をした者に対し、揚水施設が構造基準等に適合するよう揚水施設に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

- 第52条 第48条第1項に規定する揚水施設を設置しようとする者又は第50条の規定により届け出なければならない事項の変更をしようとする者は、これらの規定による届出をした日の翌日から起算して30日を経過した日以後でなければ、当該届出に係る揚水施設を設置し、又は同項第3号から第6号までに掲げる事項を変更してはならない。
- 2 市長は、第48条第1項又は第50条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名等の変更等の届出)

- 第53条 第48条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第48条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る揚水施設の使用を廃止したときは、その変更又は廃止の日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

- 第54条 第48条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る揚水施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
- 2 第48条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る揚水施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により、第48条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

- 第55条 市長は、揚水施設が構造基準等に適合しないときは、当該揚水施設を設置している者に対し、期限を定めて、構造基準等に適合するよう当該揚水施設を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、第51条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで揚水施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(地下水の採取量の測定、記録及び報告)

- 第56条 市内において、揚水施設を設置している者のうち、規則で定める者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る揚水施設に係る地下水の採取量を測定し、その結果を記録するとともに、その内容を市長に報告しなければならない。

ならない。

（地下水の採取量の減少勧告）

第 57 条 市長は、渇水等による地下水の著しい低下により地盤沈下の発生等生活環境に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、揚水施設により地下水を採取している者に対し、地下水の採取量を減少すべきことを勧告することができる。

第 4 章 良好な生活環境の保持等

（近隣の生活環境への配慮）

第 58 条 市民は、日常生活に伴って発生する音、振動又はにおいにより近隣の生活環境を損なうことのないよう相互に配慮し合い、良好な生活環境の保持に自ら努めなければならない。

2 事業者は、自らの事業活動に伴って発生する音、振動又はにおいにより近隣の生活環境を損なってはならない。

（生活排水の排出における調理くずの適正な処理等）

第 59 条 市民及び滞在者等は、生活排水を排出するときは、調理くず、廃食油等の処理を適正に行うとともに、洗剤の使用に当たっては使用する量を少なくするなど、環境に配慮した使用に努めなければならない。

（資材等の崩落等の防止）

第 60 条 事業者は、その事業に使用する資機材又はその事業により生じた廃材等若しくは土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。）（以下「資材等」という。）が、他の場所に崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、資材等が他の場所に崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずべきことを指導することができる。

（砂じんの飛散の防止）

第 61 条 土地の所有者又は占有者は、当該土地から砂じんを飛散させないように、へい、防じんカバー又は散水設備の設置その他必要な措置を講ずよう努めなければならない。

（投光器等の使用に当たっての市民生活への配慮）

第 62 条 何人も、投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物を使用するときは、市民の生活環境を損なわないよう努めなければならない。

第 5 章 地球環境の保全

（地球環境の保全のための施策）

第 63 条 市は、地球環境の保全のため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化を防止するための施策

(2) 資源又はエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用のための施策

(3) オゾン層の保護及び酸性雨の防止に関する知識の普及及び啓発を図るための施策

（自然エネルギーの優先的な導入等）

第 64 条 市、事業者及び市民は、地球温暖化の防止及びオゾン層の保護のため、その事業活動又は日常生活において、自然エネルギーの優先的な導入及びエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

（動植物の多様性の確保及び生態系の保全）

第 65 条 市は、事業者及び市民と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に係る施策を実施するものとする。

2 事業者は、自ら又は市及び市民と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に努めなければならない。

3 市民は、自ら又は市及び事業者と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に努めなければならない。

（グリーン購入）

第 66 条 市は、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、グリーン購入（物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるに当たり、その必要性を十分に考慮し、当該物品若しくは役務の環境情報（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する環境情報をいう。以下同じ。）又は事業者に関する環境情報を勘案して行うことをいう。）に係る知識の普及及び啓発その他のグリーン購入を促進するための施策を実施するものとする。

2 市は、物品又は役務の調達に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、積極的にグリーン購入を推進するものとする。

3 事業者及び市民は、グリーン購入に関し理解を深め、グリーン購入を行うよう努めなければならない。

第 6 章 雑則

（公害等に関する苦情の処理）

第 67 条 市長は、公害及び良好な生活環境を損なう行為に関する苦情について、市民の相談に応じ、かつ、適切に処理するものとする。

2 事業者は、その事業活動が原因となる公害及び良好な生活環境を損なう行為に関する苦情について、その責任において適切に処理しなければならない。

（公害に係る特別の措置の勧告）

第 68 条 市長は、事業者が事業活動に伴い公害を発生し、又は発生するおそれのある場合において、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（報告及び検査）

第 69 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙特定施設（第 10 条第 3 号に規定するばい煙特定施設をいう。以下同じ。）を設置する者、騒音等特定施設（第 24 条第 1 号に規定する騒音等特定施設をい

- う。以下同じ。)を設置する者、特定作業(第24条第2号に規定する特定作業をいう。以下同じ。)を行う者、特定建設作業(第36条に規定する特定建設作業をいう。以下同じ。)を伴う建設工事を施工する者、拡声機を使用して放送を行う者、夜間に飲食店営業等を行う者若しくは揚水施設を設置する者に対し、ばい煙特定施設の状況、騒音等特定施設の状況、特定作業の状況、特定建設作業の状況、拡声機を使用して行う放送の状況、夜間の飲食店営業等の状況、揚水施設の設置若しくは地下水の採取の状況その他必要な事項の報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、ばい煙特定施設を設置する者のばい煙特定施設を設置する工場等、騒音等特定施設を設置する者の特定工場等、特定作業を行う者の特定工場等、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工場の場所、拡声機を使用して放送を行う者の放送を行う場所、夜間に飲食店営業等を行う者の飲食店営業等を行う場所若しくは揚水施設を設置する者の揚水施設を設置する場所に立ち入り、ばい煙特定施設の状況、騒音等特定施設の状況、特定作業の状況、特定建設作業の状況、拡声機を使用して行う放送の状況、夜間の飲食店営業等の状況、揚水施設の設置の状況若しくは地下水の採取の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第70条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第71条 第20条第2項、第21条第3項、第35条第2項、第42条第2項又は第55条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第72条 第38条第2項又は第40条の規定による命令に違反した者は、6ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項、第29条第1項、第30条第2項又は第37条第1項の規定による届出をしない者
- (2) 第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項若しくは第2項、第37条第1項、

第48条第1項又は第50条の規定による届出について虚偽の届出をした者

(3) 第17条第1項、第32条第1項又は第52条第1項の規定に違反した者

(4) 第56条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第69条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第74条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に改正前の浦安市公害防止条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の浦安市環境保全条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 改正後の第48条第1項の規定は、この条例の施行の際現に揚水施設を設置している者についても適用する。この場合において、同項中「設置しようとする者」とあるのは、「設置している者(設置の工事をしている者を含む。)」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により適用される改正後の第48条第1項の規定による届出は、平成21年8月31日までに行わなければならない。

5 この条例の施行の際現に揚水施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)については、改正後の第47条第1項及び第2項、第55条並びに第56条の規定は、市長が告示で指定する日から起算して1年を経過する日までの間は、適用しない。

6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(令3条例8・一部改正)

附則(令和3年3月12日条例第8号)

この条例は、令和3年3月12日から施行する。

令和6年版 第3次浦安市環境基本計画年次報告書

令和7年3月発行

浦安市環境部環境保全課

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

Tel (047) 352-6481 (直通)

Fax (047) 381-7221

市ホームページ <http://www.city.urayasu.lg.jp>